

教育活動の充実を目指して

今日の教育活動では、児童生徒に、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決していく資質や能力、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、変化の激しい社会を主体的に生きる資質や能力をはぐくむことが特に重要になってきています。

そのため、家庭・地域社会と連携し、「生きる力」を育成するという基本的な観点を重視した教育活動の充実が学校に求められています。

1 生徒指導

(1) 生徒指導とは

生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つである。このことは、生徒指導が、教育課程（各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動）をはじめとする学校の教育活動全体を通じて発揮される教育機能であることを意味する。

生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長と社会的な資質・能力・態度の育成を図り、さらに児童生徒が自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すものである。

そのため、ガイダンス機能の充実を図り、児童生徒の生活実態の把握や内面理解に努め、個々の課題の解決を図るとともに、望ましい集団活動を通して、自らの課題を解決する意欲と実践力を育成することが必要である。

また、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわっている。児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていく望ましい集団の実現は極めて重要である。

したがって、児童生徒の問題行動への対処といった面にとどまらず、一人一人の児童生徒はかけがえのない存在であるとの人間観に基づき、児童生徒の人格形成や学校生活の充実を図ることによって、生徒指導の機能が発揮されることになるのである。

(2) 生徒指導と教育相談

生徒指導は、集団指導と個別指導に分けて考えられるが、一般に教育相談は、このうち個別・非公開による指導・援助の中心的なものをいう。一人一人の児童生徒のもつ不安や悩みは、個人によってそれぞれ事情を異にするので、集団指導による一般的・共通的な指導だけでは解決できないことが多い。そのため、きめ細かな個別的な対応が必要となり、教育相談が大きな役割を果たすことになる。

教育相談とは、児童生徒一人一人の教育上・適応上の諸問題について、本人や保護者、教師などに、その望ましい在り方について指導・援助をするこ

とであるが、今日では、予防的な側面、更には開発的な側面への役割の重要性が強調されている。教育相談は、教師と児童生徒との温かい人間関係をはぐくみ、受容的・共感的な相互理解を基盤として行われるものである。

(3) 児童生徒を取り巻く環境の変化と問題行動

児童生徒の健やかな成長のためには、家庭や地域社会において様々な体験を重ねることが必要であると言われている。しかし、今日の社会の急速な変化は、児童生徒を取り巻く環境にも大きな変化をもたらした。十分な生活体験や自然体験を得られない状況がみられるようになり、児童生徒は物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、時間的にも精神的にもゆとりのない忙しい生活を送るようになった。このような状況の中で、人間関係を築く力が弱いなど社会性の不足や規範意識の低下、自立の遅れなど、様々な問題が指摘されている。

児童生徒の問題行動は、いじめの深刻さ、薬物乱用及び性の逸脱行動の増加、低年齢化、凶悪・粗暴化など多様化している。また、「学級がうまく機能しない状況」(いわゆる「学級崩壊」)が、新たな教育課題となっている。

不登校については、様々な取組が行われているが増加を続け、社会的な課題となっている。

このように、現在の児童生徒の生活実態から、家庭や地域社会を含めた様々な教育上の課題が生じてきている。児童生徒を取り巻くこれらの教育上の課題を解決するために、生徒指導の機能を生かした教育活動の充実を図ることが学校に期待されている。

(4) 信頼関係の形成

生徒指導の充実を図るためには、教師と児童生徒一人一人との信頼関係を築くことは欠かせない。

そのためには、まず、日ごろから児童生徒一人一人をかけがえのない人格としてとらえ、目の前にいる児童生徒を最優先するという教師の姿勢が求められる。児童生徒一人一人に積極的に関心を持ち、長所を的確に把握し、肯定的に見ようとする姿勢で接すれば、そのような教師の姿勢や態度は自然に児童生徒に伝わり、教師との信頼関係が深まる。

また、各教科・科目の指導や学級活動など、あらゆる場面において、児童生徒相互の人間関係を把握するとともに、望ましい集団活動を通して心のふれ合いを大切にし、好ましい人間関係が形成されるように努めなければならない。

(5) 児童生徒理解の具体的な視点

学校生活の様々な場面を通して児童生徒理解を深めるための視点を次に示す。

ア 教師自身の豊かな人間性と日ごろの信頼関係づくり

児童生徒の全人格に大きな影響を与える教師には、豊かな人間性が求められる。教師自身が豊かな人間性と深い愛情にあふれ、常に誠実さと熱意をもって児童生徒と互いに心を開いて接することが大切である。

児童生徒と気軽に話をしたり、活動したりする場をできるだけ多くつくることによって、児童生徒との信頼関係を築くことができる。

イ 資料の収集と活用

担任した児童生徒については、これまでの指導要録、前担任の記録、健康診断票などの記録を調べ、場合によっては、教育相談を実施する。

さらに、面談や作文、生活ノート、日誌、アンケート調査の内容などから、児童生徒の考え方や生活実態、不安や悩みなどをとらえるようにする。

なお、プライバシーの保護には留意する。

ウ 児童生徒の観察

様々な教育活動の場を通じて、児童生徒同士の会話や行動をよく観察し、児童生徒一人一人の状況や人間関係、学級やクラブ・部活動等の集団での状況などを把握する。

エ 発達過程の理解

児童生徒の発達段階における心理的・身体的特性の理解や、児童期・青年期の精神・神経疾患などへの理解を深める。

オ 教育相談の技法の習得

教育相談の理論について理解を深めるとともに、面接等の技法を習得し、実践的指導力を身に付ける。

カ 保護者との信頼関係の形成

児童生徒を理解し指導するには、その家庭をよく理解する必要があり、保護者との連携は不可欠である。(P.71「(8) 家庭・地域社会との連携」参照)

(6) 生徒指導の機能を生かした教育活動

生徒指導は、前述のようにすべての教育活動を通じて発揮される教育機能である。

また、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」において、児童生徒は人権が尊重されるとともに、権利の主体として尊重されるべきものであるとされている。

生徒指導はこの基本的な認識の上に立ち、教育課程に位置付けられた各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動をはじめとする学校の教育活動全体を通じて、有効に機能するように展開されなければならない。

ア 教科指導

一日の学校生活の中で、児童生徒と教師、あるいは児童生徒同士がかかわり合う時間の大部分は教科の学習の場である。したがって、授業における学習活動は、児童生徒一人一人の人間形成に極めて重大な意義をもつものであり、児童生徒が自己を表現する場、存在感を実感する場としてとらえることが大切であり、同時に、児童生徒理解にとって、極めて貴重な資料を収集する場である。

イ 道徳教育

道徳教育は、児童生徒の価値観の形成を直接のねらいとするものであるのに対し、生徒指導は、児童生徒一人一人の具体的な日常生活について指導・

援助するものであり、人間の尊厳という観点を基盤として、相互に補完し合う関係にある。

例えば、児童生徒一人一人のもつ悩みの解決を図ったり、学級の中で問題となったことがらを取り上げて、課題解決に努めたりするなど、日常の体験を十分に考慮し、個に応じた指導を工夫しながら、道徳的实践力を高め、内面に根ざした道徳性の育成を図ることが大切である。

ウ 特別活動

中学校及び高等学校の学習指導要領では、特別活動の指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。」と示されている。特別活動はその目標や内容、指導の形態や方法において生徒指導と密接な関係にあり、特に集団指導の場において、生徒指導の機能を十分に生かすことによってはじめて指導の効果があるものと考えられる。

エ その他の教育活動

始業前や休み時間、放課後などのさりげない会話や部活動、教育相談等は、教師と児童生徒及び児童生徒相互のふれ合いを深める重要な場である。

このような児童生徒の活動場面における教育活動も、学校の教育目標がより適切に達成されるために、重要な意義をもつ。ここでは、学校や児童生徒の実態に応じて多様な教育活動の展開が期待でき、自発性なども発揮されやすい。そのため、児童生徒の全人的な人間形成の実現にとって貴重な場が提供され、生徒指導の機能が十分に発揮されねばならない。また、問題行動の早期発見や的確な対応などの観点からも重要な意味をもつ。

(7) 盲・聾・養護学校における生徒指導の留意点

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。児童生徒一人一人を大切に、児童生徒が自分のよさを見だし、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感することが求められており、そのために、生徒指導の一層の充実を図ることが必要である。生徒指導は、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性を生かしながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することである。

(盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 - 総則等編 -)

(小・中学部)

「教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童生徒理解を深め、生徒指導の充実を図ること。」

(高等部)

「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。」

(盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領第1章総則 小・中学部、高等部)

(8) 家庭・地域社会との連携

生徒指導の観点から、地域社会における児童生徒の健全な育成を図るためには、学校外の活動への参加を促すことが大切である。また、家庭・地域社会の教育機能の高まりを促し、豊かな教育環境づくりに努めることも大切である。

児童生徒を理解し、指導するには、背景としての家庭環境を理解することも必要な場合があり、学校の教育活動の充実を図るためにも、保護者への啓発や理解・協力は欠かせない。

日ごろから、家庭訪問や電話連絡、学級通信の発行等で、保護者との信頼関係を築くことが大切である。また、学級や部活動においても懇談会や個別面談を実施するなど、積極的に家庭との連携を図っていくことが重要である。

教科の授業、学級におけるフィールドワークや勤労・奉仕にかかわる体験的な学習活動、地域との交流をねらいとした部活動の取組などを通して、児童生徒に豊かな自然体験や人間的なふれ合いの機会を与えることは、学校内外を通じた生活の充実や向上を促し、よりよい人格の形成につながる。

また、教師自身が地域の活動に積極的に参加することにより、保護者や地域社会との交流を深めることは、家庭や地域の実態を把握し、児童生徒一人一人の理解を深めることにつながるものであり、生徒指導の充実を図る上で極めて重要なことである。

2 教育相談

教育相談については、すでに多くの学校において教育相談部や教育相談にかかわる会議が設置されるなど相談体制が整えられているところである。児童生徒との日常会話や面談等も広く教育相談の一つとしてとらえ、日ごろから児童生徒との温かな人間関係を築くように心がけることが大切である。

児童生徒はそれぞれ心に悩みや不安を抱えているものである。それが時として問題行動となって表れる場合もある。児童生徒の問題行動は、言葉で表現することができない心の葛藤や不満、あるいは発達上の課題が表面化したものである場合もあり、援助を求めるサインであるととらえることも大切である。このサインを見落とすことなく的確にとらえるには、カウンセリングマインドを身に付け、日ごろから次のような態度で児童生徒に接することが重要である。

教師と児童生徒は人間として対等の関係にあることを基本におく。

児童生徒を固定的に見るのではなく、発達の観点からその可能性を信じる。

児童生徒の考え方・感じ方を受容的・共感的に受けとめる。

また、日ごろから児童生徒の変化に気付く校内体制を確立するとともに、ケースによっては学校のかかわりに限界があることを認識し、医療や相談機関と連携を図り、協力体制をつくっておくことが必要である。

実際の指導・援助に当たっては、以下の点に留意しながら進めることが大切である。

愛情をもって接する。

何らかの欲求不満や、大人への不信感をもっている場合、教師の温かい言葉や態度は安心感を与え、信頼感につながる。

毅然とした態度で接する。

基本的には受容的・共感的な態度で接することが大切である。しかし、日常生活で守るべきことや善悪のけじめをつけることについては、はっきりと指導する。児童生徒と教師との間に温かい愛情が流れていれば、信頼を失うことにはならない。

根気強く行う。

指導・援助の効果は、すぐに現れる場合もあるが、人格そのものを望ましい方向に育てていくには、長期にわたることが多い。広い視野から指導・援助を根気よく続けるよう努力する必要がある。

よさを伸ばす。

すべての児童生徒はよさを必ずもっている。そのよさを学校生活の中で生かしたり、伸ばしたりできるように十分配慮する。

自己成長力を信じる。

児童生徒自らがよくなろう、成長しようとする力（自己治癒力・自己成長力）を信じてその力を伸ばすように心がけ、児童生徒自らが気づくように指導・援助を行う。

課題を与える。

生活場面や学習場面に適応できない児童生徒には、個性や特性を考慮して課題を与え、具体的な体験を通して、成就感や達成感を味わわせ、集団の一員として活動する意味を自覚させる。

連携を図る。

一人一人の児童生徒の様子や変化を早期に把握していくためには、日常的に情報交換に努めるとともに、教職員間の共通理解のもとで、教育相談体制を確立するなど、計画的・組織的にきめ細かい指導・援助を続けていくことが大切である。

問題行動や不登校の兆候を示す児童生徒の変容を促すためには、保護者の協力は不可欠である。また、保護者自身が悩みや不安を抱えていることも多く、保護者に対する教育相談も視野に入れておく必要がある。

さらに、教育相談担当者は、ケースによって養護教諭や学校医、スクールカウンセラーや心の教室相談員等と協力しながら、総合教育センターや児童相談所等の相談機関、あるいは思春期外来や心療内科等の専門医と連携を図り、協力体制を確立することが大切である。

3 進路指導

(1) 進路指導とは

学校教育を通して行う進路指導推進の指針として、本府「指導の重点」では、

人間としての生き方にかかわる指導を基盤にして、児童生徒個々の目的意識を高め、望ましい職業観や勤労観を身に付け、自らの進路を主体的に切り拓く能力や態度を育成する。そのため、教育活動全体を通じて、ガイダンスの機能を充実することにより、児童生徒が自己の能力・適性、興味・関心などを的確に把握し、自己実現を図ることができるよう、校種間の連携を深めて組織的・計画的・継続的な進路指導を推進する。

と示されている。

また、中学校及び高等学校の進路指導は、次のように定義されている。

進路指導とは、生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験および相談を通じて、生徒がみずから将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に指導・援助する過程をいう。

(中学校・高等学校 進路指導の手引 中学校学級担任編 文部省)

進路指導は、生徒の一人一人が、自分の将来の生き方への関心を深め、自分の能力・適性等の発見と開発に努め、進路の世界への知見を広くかつ深いものとし、やがて自分の将来の展望を持ち、進路の選択・計画をし、卒業後の生活によりよく適応し、社会的・職業的自己実現を達成していくことに必要な、生徒の自己指導能力の伸長を目指す、教師の計画的、組織的、継続的な指導・援助の過程と言い換えることもできる。

(中学校・高等学校 進路指導の手引 高等学校ホームルーム担任編 文部省)

これらの定義等を基にして、学校における進路指導においては、自らの生き方を考え、将来に対する目的意識をもち、自分の意思と責任で自分の進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるように指導・援助しなければならない。

(2) 進路指導の在り方

進路指導を行うに当たっては、人間としての在り方生き方に関する指導という基本的な観点に立って、学校教育全体を通じて組織的、計画的、継続的に行わなければならない。

また、進路指導は、小・中・高等学校等それぞれの発達段階を踏まえながら、系統的な指導を行うことを通して、社会の変化に主体的に対応できる豊

かな個性や能力を身に付け、主体的に進路を切り拓く「生きる力」を身に付けた人間を育成することを基本とするものである。

さらに、進路指導の実践においては、次のことにも十分留意したい。

中学校においては、単なる卒業時における進路の選択のみにとどまらず、人間としての生き方の指導を基盤とした進路指導が3年間を通して、以下の基本的な視点を踏まえ、体系的・組織的に展開されることが重要である。

生き方の指導

生徒に、将来の生き方について多様な選択が可能であることを理解させ、生徒が自らの進路を探索しようとする意欲や態度をしっかりと指導・援助すること。

進学したい学校の選択への指導

生徒が、将来の生き方に照らして、上級学校で学ぶ意義を理解し、目的をもって、進学したい学校を選択するよう指導・援助すること。

生徒の意欲や努力を重視する指導

生徒が、具体的な志望校を選択するに当たっては、日ごろの学習成績に基づいて助言し、志望の実現に向けて努力する過程を段階を追って指導・援助すること。

生徒の選択決定への指導

生徒が、進学志望校の選択を含め、将来の生き方を自己の意思で選択し、自分自身で責任を負うことができるよう指導・援助すること。

高等学校においては、中学校における進路指導の基本的な視点を踏まえ、生徒が自己の将来の進路を主体的に選択することができるよう、働くことや社会に奉仕することの喜び、それによって得られる達成感を体得させる学習を充実することが重要である。

学校教育法や学習指導要領の総則では、自分の将来に展望をもって主体的な生き方ができる力を身に付けさせる進路指導の理念を校種ごとに次のように示すとともに、総合的な学習の時間にかかわって、小・中学校学習指導要領では「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」（高等学校学習指導要領では、「自己の生き方」を「自己の在り方生き方」とする。）と基本的なねらいの一つの中に位置付けている。

【小学校】

小学校においては進路指導としての明確な位置付けはなされていないが、学習指導要領第1章総則では、「各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。」としている。また、学習指導要領第4章特別活動では、「学級活動などにおいて、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることが

できるよう工夫すること。」とし、道徳等の指導においては、働く人々を通しての生き方や将来の夢についての内容を取り扱うこととするなど、進路指導につながる生き方の指導を十分に行うよう示している。

【中学校】

社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

(学校教育法第36条第2号中学校教育の目標から)

生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。

(中学校学習指導要領第1章総則)

【高等学校】

社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

(学校教育法第42条第2号高等学校教育の目標から)

学校の教育活動全体を通じて、個々の生徒の特性等の的確な把握に努め、その伸長を図ること。また、生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、ガイダンスの機能の充実を図ること。

生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

(高等学校学習指導要領第1章総則)

【盲・聾・養護学校】

盲・聾・養護学校においては、上記の小・中・高等学校の内容に準ずるとともに、児童生徒が自己の障害についての理解を深め、特性などを知り、自立し、社会参加する資質の向上を目指し、主体的に努力する態度を育成することが大切である。

その指導に当たっては、障害のある児童生徒が、進路にかかわる基礎的な知識と技能を習得し、障害に基づく種々の困難を改善し、克服する方向で、自らが進路決定する能力を養うための正確な情報を得られるような指導・援助が重要である。

(小学部)

「各教科等の指導に当たっては、児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を設けるなど工夫すること。」

(中学部)

「生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教

育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。」

(高等部)

「生徒が適切な各教科・科目や類型を選択し学校やホームルームでの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。」

(盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領第1章総則 小・中学部、高等部)

(3) 進路指導の内容

進路指導の実践においては、特別活動が大きな柱となる。

特に、その中でも学級（ホームルーム）活動はその中核的役割を果たし、学校行事はその実践的な活動の場となるものである。

その際、学級活動や学校行事における進路指導においては、児童生徒や学校等の状況を十分配慮し、取り上げる内容の重点化を図ることに留意することが大切である。

また、発達段階に応じてガイダンスの機能を充実させること、ボランティア精神を養うための活動や社会参加の意義の理解を促す指導などを重視したい。

ア 学級（ホームルーム）活動における進路指導

学級活動においては、在り方生き方の指導であることを基本として、系統的、計画的に進路に関する時間を設定し、児童生徒一人一人の特性や進路に関する知識等の整理・統合・深化を図り、進路指導の充実を目指さなければならない。

具体的には、将来の夢や目標、職業調べ、職場見学・体験学習に基づく進路学習、自分の能力・適性、興味・関心についての自覚、学ぶ制度と機会についての知識、上級学校の教育内容やその特色等を題材に、問題解決的な学習や体験的な学習を通して学級活動を指導することが大切である。

【小学校】

自己理解の深化
夢や目標をもって生きる態度の育成
仕事や進路への興味・関心の醸成
進路への自覚 等

【中学校】

進路適性の吟味と進路情報の活用
望ましい職業観・勤労観の形成
主体的な進路の選択と将来設計 等

【高等学校】

進路適性の理解と進路情報の活用
望ましい職業観・勤労観の確立
適切な進路の選択決定と将来設計
進路先への適応 等

【盲・聾・養護学校】 上記の小・中・高等学校の内容に準ずるほかに、児童生徒の実態に即し、校内実習、作業学習、就業体験（インターンシップ）及び職場実習等の諸活動と関連付けて具体的に指導することが効果的である。

**イ 学校行事における
進路指導** 学校行事においては、小・中・高等学校の学習指導要領には、それぞれ以下のように示されている。

（小学校）

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともにボランティア活動など社会奉仕の精神を涵養する体験が得られるような活動を行うこと。

（小学校学習指導要領 第4章特別活動第2内容D学校行事(5)勤労生産・奉仕的行事）

（中学校）

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

（中学校学習指導要領 第4章特別活動第2内容C学校行事(5)勤労生産・奉仕的行事）

（高等学校）

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

（高等学校学習指導要領 第4章特別活動第2内容C学校行事(5)勤労生産・奉仕的行事）

具体的には、学級活動における進路指導との関連を図るとともに、総合的な学習の時間における活動との連携も考慮しながら、飼育栽培活動、福祉施設との交流、野外活動、企業等の施設見学、職場体験学習、その他様々の勤労・奉仕体験学習及びボランティア活動等を通じて、児童生徒が生き方や進路にかかわる啓発的な体験や社会奉仕の精神を養う体験ができるよう、学校行事を実施することが大切である。

盲・聾・養護学校においては、上記のものに加えて、校内職業実習や販売学習等の行事に係る活動を単元化し、児童生徒が主体的に企画運営などにも参加できるようにすることも大切である。

(4) 指導上の留意点

【小学校】

各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間など、あらゆる機会における生き方を中心とした進路学習の指導の充実

【中学校】

学年ごとの系統性のある進路指導計画の立案と実践
生徒に関する個人資料や進路情報の充実・整備
進路相談及び啓発的経験をさせる活動の充実
家庭や関係諸機関との連携
進路の内容を整理・統合・深化する場であることを認識した学級活動における進路指導の一層の推進
進路指導を担当する分掌（係）との連携・推進

【高等学校】

学年ごとの系統性のある進路指導計画の立案と実践
生徒に関する個人資料や進路情報の充実・整備
進路相談及び啓発的経験をさせる活動の充実
家庭や関係諸機関との連携
進路の内容を整理・統合・深化する場であることを認識したホームルーム活動における進路指導の一層の推進
進路指導に関する校内研修の充実

【盲・聾・養護学校】

上記の活動に準ずるほか、以下の項目にも配慮する。
関係諸機関（福祉・医療等）との連携
職場実習など個に応じた指導
以上の事柄などについて、各分掌間の連携を密にして推進すること。

《参考資料》

- 「中学校・高等学校進路指導の手引中学校学級担任編」 (文部省)
- 「中学校・高等学校進路指導の手引高等学校ホームルーム担任編」 (文部省)
- 「中学校・高等学校進路指導資料 第1分冊」 (文部省)
- 「中学校進路指導資料 第2分冊」 (文部省)
- 「平成6年度 我が国の文教施策」 (文部省)
- 「知的障害養護学校 高等部の指導の手引」 (文部省)
- 「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方について」 (平成8年 盲学校、聾学校及び養護学校の高等部における職業教育等の在り方に関する調査研究協力者会議報告)

4 人権教育

(1) 人権教育とは

平成6年(1994年)12月の第49回国連総会において決議・採択された「人権教育のための国連10年」では、人権教育は、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されている。

我が国においては、この国連の決議を受け、平成9年に「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定された。この行動計画では、我が国において、人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うことを目標としている。

(2) 「人権教育のための国連10年京都府行動計画」

京都府においては、これまで同和問題をはじめ人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、人権教育推進の基本的指針として、平成11年に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定された。この行動計画において、人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚の豊かな社会であるとしている。「人権の世紀」といわれる21世紀において、府民一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現が求められている。この行動計画は、あらゆる人々が、あらゆる機会に、人権教育に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標としている。

(3) 人権教育推進の視点

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」において、人権教育推進の視点として、次の4点があげられている。

ア 共生社会の実現に向けた人権教育

人権とは、自己実現と幸福追求のための権利といわれている。一人一人がお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し合える共生社会の実現を目指す取組を推進する。

イ 自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐくむ人権教育

お互いの個性や価値観の違いを認め合うためには、一人一人が自分自身をよく見つめ、自分の個性や可能性をよく理解し、自分を尊重する心をはぐくむことが大切である。このことが同時に他者を対等に尊重することになることから、自己を尊重する心をはぐくむ取組を推進する。

ウ 生涯学習としての人権教育

人権教育とは、生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもある。府民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進する。

I 身近な問題から考える人権教育

人権教育を推進していくためには、人権問題が府民一人一人の生活とも深いかわりをもつ問題であるという認識を深めることが必要である。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権の視点からとらえ直すことができるような取組を推進する。

(4) 学校教育における人権教育

人権教育は、あらゆる教育活動を通して推進していくものである。学校教育における人権教育においては、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、あらゆる人権問題の解決に向けた実践的態度の育成を図ることが必要である。

ア 人権問題の解決と人権意識の高揚に向けた学習の充実

各学校においては、基本的人権や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う学習の充実に努めなければならない。

指導に当たっては、学習内容が知識理解に偏ることなく、児童生徒が様々な人権問題の解決を自分自身の課題としてとらえるようにすることが大切である。そのためには、効果的な教材が必要であり、今後とも、児童生徒の実態等に応じた教材の開発に努めなければならない。

指導方法の一層の改善も不可欠である。例えば、児童生徒の主体的な参加を基本とし、相互の交流や対話を中心とした学習に、いわゆる「参加型学習」がある。「参加型学習」の学習活動としては、ゲームやブレインストーミング、ロールプレイング、KJ法の活用など様々な取組が考えられるが、その指導は、学習のねらいや指導計画に沿ったものとし、楽しさだけを追い求めることがないよう留意しなければならない。また、人権強調月間や人権週間の取組と関連付けた指導も大切である。

なお、幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、幼稚園においては、幼児の生活体験、心身の発達過程などに配慮し、基本的人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことが必要である。指導に当たっては、遊びを中心とした生活を通して、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわり合いを深め、思いやりをもつようにすることが大切である。

イ 学力の充実や進路保障

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、修学保障に努めなければならない。また、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのためには、小学校においては、個々の課題に即した指導により基礎学力を定着・向上させること、中学校においては、個に応じた指導の徹底を基盤に進路指導を充実すること、高等学校においては、社会的自立の促進を図る個別指導を徹底することに努めなければならない。

リ 学校の推進体制の 確立

各学校においては、校長主導の全校推進体制を整備し、組織的に人権教育を推進する。そのため地域や学校の実態を十分考慮した人権教育推進計画の策定に努めなければならない。策定に当たっては、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握することが求められる。また、校種間連携や学校間交流を強化し、人権教育を体系的・計画的に推進する。様々な人権問題の解決を目指す総合的な取組を推進するに当たっては、社会教育や関係行政機関との連携を強化するとともに、地域社会の深い信頼の下に実践を進める。

I 教職員研修

学校において人権教育を推進するためには、教職員が豊かな人権感覚をもつことや人権教育に関する知識を深め、技能を向上させることが不可欠である。日常的・系統的に教職員研修を推進し、教職員一人一人が人権意識を高め、鋭い人権感覚を身に付けることが大切である。また、指導する立場の者として、人権問題を具体的・客観的にとらえ、人権問題解決のための実践的な指導力を向上させることが大切である。

(5) 人権問題の現状等

人権教育の推進に当たっては、人権問題の現状や課題を正しく理解しておくことが大切である。「人権擁護推進審議会答申」（平成11年）では、「我が国の人権に関する現状を見ると、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている」と述べられている。様々な人権にかかわる課題が存在する要因としては、次のようなことがあげられている。

人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な
習的な意識

物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮

社会における人間関係の希薄化 等

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」には、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等、その他の人権問題について、その現状等が示されている。学校教育においては、それを踏まえ人権教育の推進に努めなければならない。

7 同和問題

「同和对策審議会答申」（昭和40年）の示すとおり、同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識の下に、同和对策事業が実施されてきた。同和問題にかかわる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、様々な面で存在していた較差が大きく改善されてきた。これまで展開してきた同和问题解決を目指す取組の成果や手法への評価などを踏まえ、同和问题を人権問題の重要な柱として、教育、就労、産業等の面にお

ける較差の是正や差別意識の解消などなお残る課題の解決に向けて、積極的な取組を推進する。

イ 女性

女性問題については、依然として、長い歴史の中で形成されてきた伝統的・固定的な性別役割分担意識と、それに基づいた社会的慣習が根強く社会に残っている。また、セクシュアル・ハラスメントや性暴力など女性の尊厳を侵すような人権侵害もみられる。男女共同参画の視点に立ち、学校教育においては、男女平等を基本とする教育を一層推進する。また、教育公務員として女性に対する人権侵害の発生防止に努める。

ウ 子ども

近年の急激な少子化や核家族化の進行、他人への温かい思いやりや人間関係の希薄化などの状況の中で、児童虐待や学校におけるいじめや不登校が深刻な問題になっている。児童生徒の人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できるような環境づくりを進める。また、児童生徒の健康で安全な生活の確保に努める。

エ 高齢者

高齢化は急速に進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、痴呆等の介護を要する高齢者が増加している。また、高齢者への虐待等の人権侵害も指摘されている。学校教育においては、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通して、高齢者の人権についての理解や認識を深める。

オ 障害者

近年、「バリアフリー」や「ノーマライゼーション」という言葉が徐々に日常生活に浸透しつつあるが、一方では、障害に対する認識不足による障害のある人に対する誤解や偏見が依然として存在している。学校教育においては、障害のある子どもに対する理解と認識を深めるための交流教育を充実させるとともに、人権意識の高揚を図るための取組を推進する。

カ 外国人

言葉や生活習慣などの違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されている。また、相互理解が不十分であることによる差別や偏見などの問題もある。学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、一人一人が異なる文化や考え方を自然に受け入れ、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を一層進める。

キ HIV感染者等

エイズ

エイズ患者・HIV感染者に対する社会的な偏見や差別は依然として存在している。エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める。

ハンセン病

ハンセン病は、早期発見と早期治療により完治する病気であり、「らい予防法」は廃止されたが、未だに、以前同様の根強い社会的な偏見や差別が存在している。ハンセン病に関する正しい知識の普及と偏見や差別をなくすための啓発活動に努める。

ク その他の人権問題

アイヌの人々については、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発の推進に努める必要がある。

この他、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別など様々な人権問題が存在する。

また、最近、インターネットなどを利用して、人権を侵害するような問題も発生している。人権問題はこの範囲にとどまるものではなく、以上述べてきた様々な人権問題を含め、常にその状況に留意し、取組を進める。

(6) 今後の在り方

国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の急激な変化や価値観の多様化は人権問題を複雑化させる要因となっている。急激な社会の変化は今後も続くと予想される。こうした点からも国民一人一人において、個々の人権にかかわる課題について正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えを十分に備えることが大切である。また、平成12年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その第6条では「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とされている。

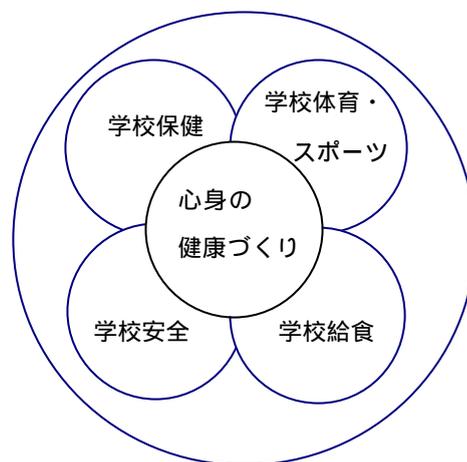
「人権の世紀」を実りあるものにし、21世紀を担う児童生徒の豊かな人権感覚と人権尊重の実践的態度をはぐくむ上で、教職員の果たす役割はきわめて重要である。

5 健康安全教育

(1) 健康安全教育的基本的な考え方

学校における健康安全教育について小学校学習指導要領は、「学校における体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。

また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。」(中学校学習指導要領では、「体育科」を「保健体育科」、高等学校学習指導要領では、保健体育科「体育」及び「保健」とする。)と示している。



さらに、これを受けて京都府教育委員会は、「学校保健・学校安全指導の手引」において、「発達段階に応じて健康に関する総合的な認識を高めながら、基本的な生活習慣を確立させ、生涯を通じて心身ともに健康で安全に生き抜く、たくましい実践力を身に付けた児童生徒を育成する。」とその指導の基本的な考え方を示している。

このため、自他の生命の尊重を基盤とする学校体育・スポーツ、学校保健、学校安全、学校給食などを中心として、各教科等とも相互に関連を図るとともに、家庭・地域社会との連携を強化し、すべての教育活動を通じて、組織的に取り組む必要がある。京都府では健康安全教育を上図のようにとらえ、児童生徒の心身の発達や健康の増進に直接結び付く健康づくりを重視した教育に取り組んでいる。

(2) 健康安全教育の内容

ア 学校体育・スポーツ

学校体育の基本方針

学校体育の基本方針は、心と体を一体としてとらえ、健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく豊かで生きがいのある生活を営むために、生涯を通じて積極的に運動に親しむ能力や態度を育てることである。

そのため、個に応じた指導を基盤とし、教科体育の充実や、体育的行事、運動部活動などの活性化を図り、特色ある体育・スポーツ活動を一層充実させることが大切である。

また、新体力テストの結果をもとに、自己の体力について理解させ、体力・運動能力向上に努めなければならない。

1 学校保健

学校保健とは

学校保健は、心身の健康の保持増進を図ることを直接的な目標とする保健教育、健康診断や学校環境衛生の維持改善などの保健管理の二領域で構成され、さらに学校保健会議などの組織活動により、学校保健活動の円滑な実施を推進し、児童生徒の心身の健康と安全な生活の実践能力を養うことを目的とする教育活動である。

(関連法規/学校保健法第1章総則) (P.92「学校保健の領域・内容」参照)

学校保健の機能

学校保健の機能としては、重要な柱として次の3点があげられる。

健康診断、健康観察、健康相談、保健指導などによって、児童生徒の心身の健康の維持に努め、就・修学を保持していくこと。

児童生徒が十分な学力を身に付け、人間的な発達を遂げていけるように、心身の条件や学習環境を整えていくこと。

体や健康についての科学的な知識などを身に付け、実践的な能力を育成すること。

保健教育と保健管理

保健教育は学習指導要領に根拠をもち、心身の健康に関する知識の習得並びに態度、習慣の育成を目的とするいわゆる健康の自立性を求める機能であり、保健学習と保健指導の二分野から構成されている。

児童生徒が健康を保持増進するためには、他人の手によって健康が管理されるのではなく、自分自身で健康な生活を実践していく力が必要である。

保健学習は、教科の一つとして心身の健康の保持増進に必要な基礎的・基本的な知識や技能を習得させることを特質とし、児童生徒の心身の発達段階に応じて指導するものである。

保健指導は、児童生徒の当面する心身の健康に関する問題をとりあげて、自らを判断し、行動することができるよう実践的な能力や態度を育成し、さらには望ましい習慣形成を目指して行うものである。指導の場は学級担任によって特別活動を中心として行われるものと、学校生活において、教科担任や養護教諭等が行う随時的な個別指導と集団指導がある。

学校は多数の児童生徒が集団活動をする場であるから、人的にも物的にも最も健康に適した条件が整っていなければならない。

保健管理は学校保健法等の法令に基づき、児童生徒の健康管理を行うものであり、健康診断、健康相談、環境衛生の管理などがあげられる。

	保 健 学 習	保 健 指 導
目 標 ・ 性 格	・健康や安全に関する理解を通して実践力（思考、判断、行動選択、意志決定）を育成	・日常の具体的な問題に即して実践的能力や態度の育成
内 容	・学習指導要領に示された一般的で基本的な概念	・当面する健康の問題で、各学校が児童生徒の発達段階に即して設定
教育課程への位置付け	・体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目保健（高等学校）	・特別活動を中心に教育活動全体
進 め 方	・教科の指導として計画的に実施	・特別活動の学級活動・ホームルーム活動、学校行事を中心に個人、集団を対象として計画的継続的に実施
指 導 者	・学級担任（小学校）、保健体育科教諭、教諭に兼職発令の養護教諭	・学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師など
特 徴	・学習指導要領で指導内容や指導学年、指導時間を特定	・児童生徒の現実の姿や突発的な健康問題に即した適時の指導や繰り返しの累積的な指導
備 考	<p>今回の学習指導要領改訂の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改訂より小学校3年からの内容設定 ・心と体を一体的にとらえる ・心の健康、薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣病等健康の現代的課題に対応 ・実験、実習、討論など体験的な指導法 	・指導計画は各学校の健康課題や実態に即して作成

組織活動

学校保健は、生活の全分野に関連するものであり、内容も極めて多く、かわる人々も多岐にわたっている。学校内ではすべての教育活動を通して指導を行うために、教職員や学校医、学校歯科医、学校薬剤師も含めた組織的な活動が不可欠であり、また学校外においては家庭・地域社会、医療機関や関係団体と連携・協力し、学校保健管理と指導を効果的に行うことが大切である。学校は、その核となる組織をつくり、健康問題についての研究協議・連絡調整を行わなければならない。

学級担任の役割

学校保健活動は、保健主事（部長）や養護教諭等の特定者の仕事として考えてしまいがちであるが、学校保健の内容は、常に児童生徒の生活全体に関連するものであり、その中のどれをとっても教育活動として重要なものであることから、これを一部の教職員に任せることがあってはならない。

特に学級の児童生徒に対する日々の健康観察・保健管理は、直接学級担任

の責任において行われるものであることを認識しなければならない。さらに身体面のみならず、精神面における健康にも留意し、児童生徒の状態に応じた指導・援助ができるように努めなければならない。

リ 学校安全

学校安全とは

学校安全は、安全教育、安全管理の二領域から構成され、学校保健法第2条による学校安全計画に基づいて実施される。

学校安全は、事故災害等の実態を明らかにして教材化し、安全教育と安全管理を徹底する中で、潜在的な危険を予測する能力を高め、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養うことを目的としている。安全教育は、児童生徒が安全な生活を営むのに必要な事柄を理解し実践できるようにするとともに、安全な行動がとれる態度や能力を身に付けることをねらいとしている。

特に日常的な安全管理に関する対策、交通安全指導の徹底及び地震防災安全教育の充実を図ることが大切である。

安全教育と安全管理

安全教育は、安全に関する知識や技能の習得を目指し、体育や保健体育を中心とする関連教科で行う安全学習と、日常生活に存在する様々な潜在的な危険を予測する能力を高め、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養うことを目指し、特別活動を中心に計画的・継続的に行う安全指導とに分けられる。

安全管理は、事故の原因となる校舎内外の施設・設備等の安全点検を計画的・組織的に実施し、安全な環境を維持するとともに、児童生徒の心身の状態や行動上の危険な要因を除去することである。また万一の事故の発生に備えて適切な応急処置（応急手当等）ができる体制を確立して、安全の確保を図ることを目指して行われるものである。

交通安全指導

学校における交通安全に関する指導は、自他の生命の尊重という基本理念に立って身近な交通環境における様々な危険に気付いて、的確な判断と安全な行動ができる能力や態度を養うとともに、交通安全に関する社会的責任と義務について理解を深めることができることを目指して行うものである。

防災安全教育

学校における安全教育の一環として、地震等の自然災害の発生メカニズムや危険の理解を基礎に、児童生徒の発達段階に応じた防災対応能力を身に付けさせることが重要である。防災安全教育を効果的に進めるためには、各学校において防災安全教育のねらいや重点などを明確にし、それらを教育課程に位置付け、教育活動全体を通じて、体系的・計画的に指導することが必要である。

防災安全教育のねらいは次のように考えられる。

災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に

応じて的確な判断をし、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

災害発生時及び発生後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

安全教育推進上の留意点

安全は、指導と管理を表裏一体のものとして行うことによって維持するものである。学校管理下における事故災害の実態をみると、不可抗力といった要素もあるが、安全指導あるいは安全管理が徹底されていたら、未然に防止できたと思われる事例も数多くある。

また、同一校で類似の災害が再発している事例もある。災害の再発は食い止めるべきであり、原因を究明して教材化し、再発防止への対応策を策定し指導がなされなければならない。しかし、事故防止を考えるあまり、管理的側面が強調されて禁止事項が多くなり、本来積極的であるべき教育活動や計画が消極的になってしまうことがある。児童生徒の発達段階に応じて、指導と管理の質とその程度を十分に配慮する中で、多様な教育活動を展開していく必要がある。

I 学校給食

食生活の現状

食生活を取りまく社会環境等の変化に伴って、外食や加工食品を利用する機会が増える一方で、朝食を摂らない児童生徒も増加してきている。このような個々人の食行動の多様化を背景に、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取といった栄養の偏りや生活習慣病の若年化等の「食」に起因する健康課題が指摘されている。

学校給食の意義

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の健康の保持増進や体力の向上を図るとともに、個に応じた望ましい食習慣を身に付けることを目指している。また、給食の準備等の協同作業を通して、教師と児童生徒及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成するとともに、学校教育活動全体を通じて「食」に関する指導の充実に努める必要がある。また、食中毒防止のための衛生管理を徹底していくことも重要である。

学校給食の位置付け

学校給食は、給食の時間を中心に指導することになるが、学級活動の時間でも取り上げて計画的に指導することが大切である。また、学校給食の特性を生かし、楽しい給食を目指した多様な指導方法の工夫が必要である。なお、内容によっては、学校栄養職員などの協力を得て指導に当たることも考慮する必要がある。

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(関連法規/学校給食法第2条による目標)(P.45「特別活動」(3)参照)

給食指導に関する指導計画を作成するに当たっては、食事に関する児童生徒の課題だけでなく、手洗い・準備から後片づけ等に至る生活行動に関する課題を明確にし、指導の体制、内容・方法等について計画する必要がある。

(学校給食指導の手引き 平成4年7月文部省 参照)

特に、盲・聾・養護学校においては、給食指導は、日常生活における嚙下^{えんげ}、咀嚼^{そしやく}や偏食等の児童生徒の個別の課題に対応した工夫が必要である。

給食指導における 食中毒等の防止に ついて

給食指導において、食中毒等の防止にかかわる衛生管理の指導を行うことが重要視されている。食中毒等の防止にかかわっては、日頃の指導を徹底することにより、児童生徒の身近な生活に注目させ、健康で安全な生活習慣や態度の確立を図ることが大切である。

手洗いの励行

食中毒、伝染病の病原菌等は汚染された手や指から他に広がることが多いので、日常生活において、食事前並びに用便後等に手洗いを励行する習慣を付けるよう指導する。

配膳時の注意

エプロン等の着衣を義務付け、配膳は安全・清潔に留意させる。

飲食物に対する注意

安全で衛生的な食品の選び方や食中毒にも目を向け、常に自分の健康に気を付けるようにする。

食中毒発生の予防 及び発生時の対応

児童生徒に対する指導

児童生徒に対しては、食中毒の予防について、日常生活において実践化を図るようにする。また、給食当番の児童生徒については、特に、その健康状態に注意するとともに、食器や食べ物を衛生的に扱うように指導することが大切である。

患者の早期発見

児童生徒からの異常の訴えや、早退者の状況及び欠席届の内容などについて常に留意し、同様の健康異常を訴える者が多くないか把握するとともに、異常を疑った場合には、校長や教頭、保健主事、養護教諭、学校栄養職員等に速やかに報告・相談することが大切である。

集団発生の際の措置

校内組織等による取組体制のもと、保健所等の関係機関と連携し、一体となって患者の措置に万全を期さねばならない。

また、保護者やその他関係機関等に対しては、患者の集団発生の状況を周知させ、協力を求めるようにする。その際、プライバシーなど人権の侵害が生じないように配慮することが大切である。

(学校給食衛生管理の基準 平成9年4月7日付9教保第225号 参照)

(3) 性教育

ア 性教育の基本的な考え方

学校は、児童生徒がそれぞれの成長の過程で性に関する課題に対応するため、教科を中心に全教育活動を通じて性教育を行わなければならない。

最近の児童生徒の性的成熟や性意識・性行動などの実態を考えると、これらの背景にある家庭や社会の現状を踏まえた性教育を一層充実して進める必要がある。

イ 学校における性教育の基本的な目標

学校における性教育は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、児童生徒が科学的知識とともに生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定する能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることを基本的な目標とする。

ウ 性教育の進め方

学校においては、性教育の全体構想を明確にした上で、その全体構想に基づく指導計画や指導体制を確立することが大切である。

また、各学校では性教育の目標を達成するために必要な内容を選択することが大切であり、学習指導要領に示されている各教科、道徳及び特別活動における性にかかわる内容との関連を踏まえ、自校の教育課程に適切に位置付け、計画的組織的に進めなければならない。

障害がある児童生徒の性に関する発達課題は、基本的には障害がない児童生徒と同様であり、指導内容も他の校種に準じたものになる。障害の状態によっては、身の周りのこと等を自分で行うことが困難であり、判断力が十分に育っていないことなどから、自分の力を発揮できない児童生徒もいる。したがって、障害がある児童生徒に対する性教育は、障害の状態や特性及び学校の実態に即して、各教科、道徳、特別活動、さらには自立活動における日常活動にも組み入れ、個に応じた課題が達成できるようにしなければならない。

また、コミュニケーションの手段や情報の伝達方法を工夫し、教材や教具についても十分に配慮する必要がある。

(学校における性教育の考え方進め方 平成11年3月文部省 参照)

(4) エイズに関する指導の意義と重要性

エイズは、正しい知識をもち、適切な行動をとることによって感染を回避できる疾病である。学校におけるエイズに関する指導を通して、疾病概念や感染経路を理解し、予防方法を身に付けることが極めて重要である。

また、誤った知識から、偏見や差別を生ずる恐れもあることから、エイズに関する指導の重要性が高まっている。

さらに、エイズの予防が性行動と密接に関係していることもあり、エイズに関する指導は人間尊重、男女平等に基づく性に関する指導の一環として、発達段階に応じた教材や指導の方法を工夫し、系統的・総合的に推進していくことが特に重要である。

感染症に基づくエイズ患者・感染者情報（厚生労働省「報道発表資料」
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/01/h0131-6.html>）

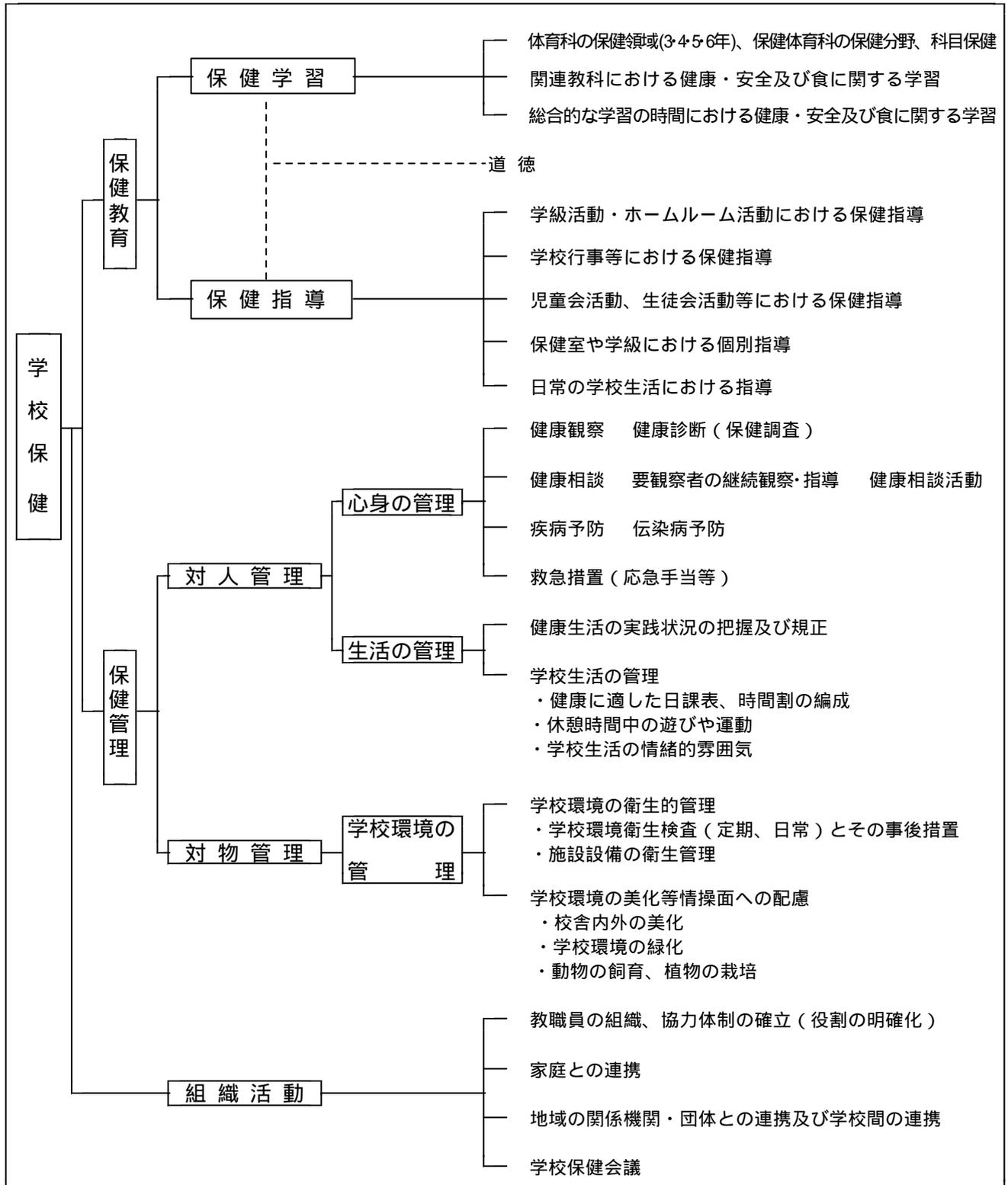
(5) 薬物乱用防止に関する指導の意義と重要性

薬物乱用防止に関する指導は、単に薬物に関する知識や危険性を教えるだけでなく、現在及び将来にわたって自他の薬物乱用は絶対に許さない強い態度を身に付ける視点に立って、教育活動全体を通じて指導することが重要である。

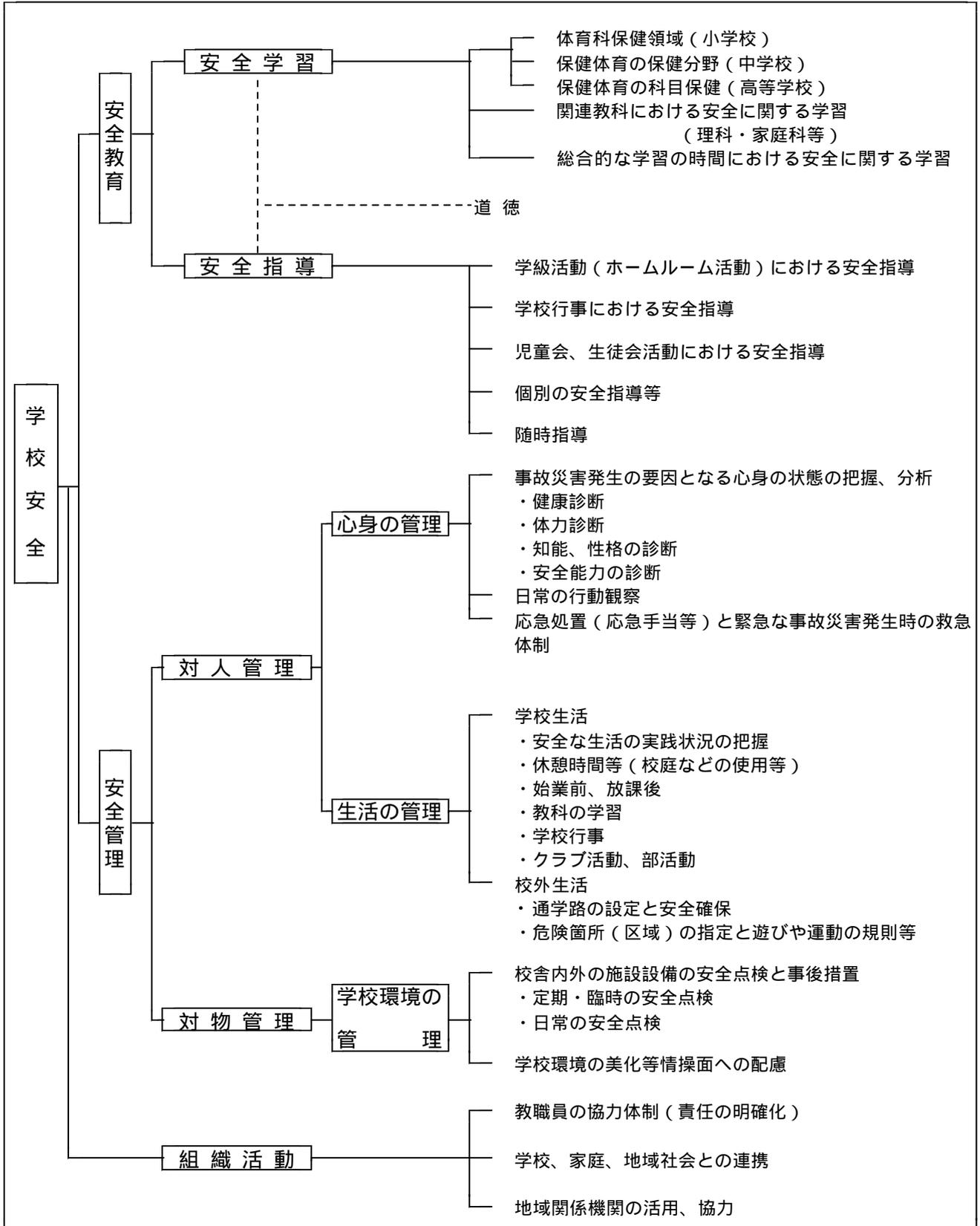
また、指導に当たっては、発達段階に応じて保健学習で取り上げることはもとより、道徳や特別活動等において「自他の生命の尊重」、「社会の秩序やきまりの遵守」、「心身の健全な発達や健康の保持増進の努力」などの観点から、各学校の創意工夫により積極的に指導を行うことが重要である。

(財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター<http://www.dapc.or.jp/>)

(学校保健の領域・内容)



(学校安全の体系内容)



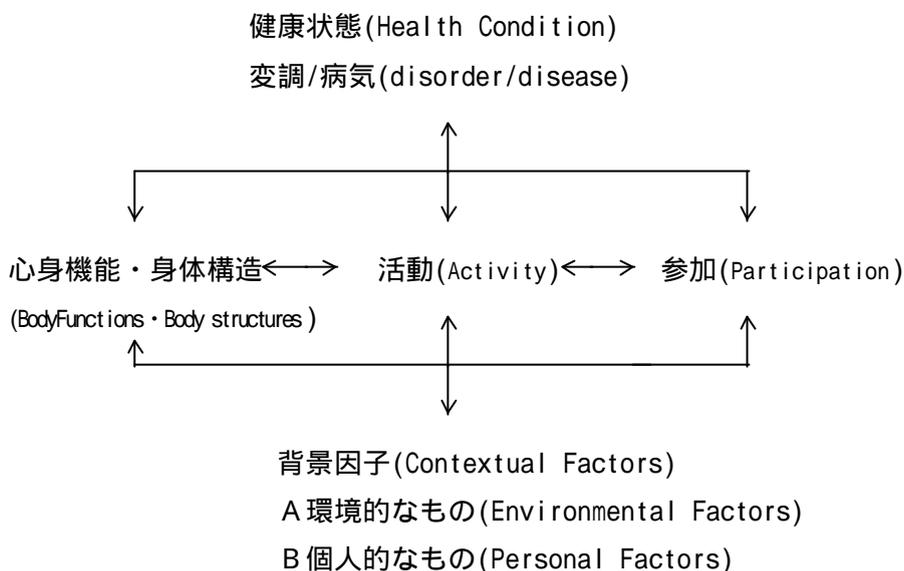
6 障害児教育

(1) 障害児教育

京都府の障害児教育は、自立し、社会参加する資質や能力を育てることを目標とし、障害の状態、発達段階、特性などに応じ、障害に基づく種々の困難の改善・克服を図りながら個性や能力の伸長に努め、心豊かでたくましく生きる力を培うことを大切にしている。

そのため、児童生徒の障害の状態や発達段階、特性などに応じてよりよい教育環境を整え、適切な教育課程を編成し、指導内容・方法の様々な工夫が行われている。

障害は、世界保健機関（WHO）では、下図に示す諸要素の相互関係で表されるとしている。



障害は、機能障害などによる日常生活での活動の制約や、就職など社会参加の制限に関連するが、それだけで障害は理解されるものではない。健康状態と、環境または個人的な背景因子との間の相互作用あるいは相互関係として表す必要があるとされている。各因子間の関係は極めて多様で複雑であり、図式の単純な理解は避けなければならないが、各因子のレベルの変化に応じて障害の質や程度も変化するのである。

医療の進歩や交通手段における障害対応機能の改良（環境因子）が、身体障害者の健康状態の改善や移動能力の拡大につながり、活動制約や参加制限の緩和や減少を通じて、障害の改善・克服をもたらすのは、その一例である。

「国際生活機能分類（ICF）」参照

今、障害児教育は大きな転換期を迎えている。

平成14年10月、文部科学省の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」が、「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」を行い、これを踏まえた改革が進んでいる。

今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方

本協力者会議では、これまでの特殊教育の対象だけではなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症も含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、当該児童生徒に対して、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、学校における生活や学習上の困難の改善又は克服に向けて適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを特別支援教育と捉えることとする。

今後の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方については次のとおりである。

障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズを正確に把握して、盲・聾・養護学校をはじめ、これまで特殊教育において整備された人的・物的資源を最大限に活用して、教育、福祉、医療等の関係機関の連携の充実により、一層質の高い教育を行う。

障害の状態等に応じて、教育や指導の専門性が確保されることが必要であり、教員の指導の専門性の向上、学校長、教頭等のリーダーシップの発揮に加え、学校外の多様な分野の専門家の総合的な活用を図ることが重要である。保護者も障害のある児童生徒の教育において重要な役割を担うものであり、これまで以上にその理解や協力を得て教育を行うことが必要である。

このため、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して関係機関の密接な連携の下、適切な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画」（以下、「支援計画」という。）を作成する。支援計画は、障害のある児童生徒等の成長の過程に応じて、学校、福祉関係施設等の中から適当な機関が策定するもので、計画・実施・評価（Plan-Do-See）の考え方の下で、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標の設定や教育的支援の内容の明確化を目的とする。

支援計画の策定に当たっては、障害のある児童生徒の教育について知識や経験を有する者が中心となり、学校内においては、関係者の連携協力の確保はもちろん、学校と福祉、医療等の関係機関との連携協力が不可欠であり、関係者及び関係機関間の連絡調整を行うコーディネータ的な役割を果たす者の役割が重要である。このため、

各学校にこのような役割を果たす「特別支援教育コーディネータ（仮称）」を指名するなど、指導体制の整備を図ることが必要である。

「今後の特別支援教育の在り方について（中間まとめ）」平成14年10月
「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」（文部科学省）
(http://www.ment.go.jp/b_menu/shingi/chousa/006/toushin/010102.htm)

(2) 障害児教育諸機関

京都府における障害児教育は、明治11年の我が国最初の京都盲啞院に始まる。

現在、障害のある児童生徒への教育は、盲学校、聾学校及び養護学校、小・中学校の障害児学級や通級指導教室などにおいて行っている。

京都府立の盲・聾・養護学校は、図1（P.102）のように設置されており、幼児児童生徒数は資料（P.139）のとおりである。また、市町村（組合）立小・中学校には、障害児学級や通級指導教室が設置されている。

ア 盲・聾・養護学校

盲・聾学校では、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置され、養護学校では、小学部、中学部、高等部が設置されており、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、併せて、幼児児童生徒が障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的とした教育を行っている。

また、障害のため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、学校から教師を家庭や施設などに派遣して指導を行っている訪問教育がある。

盲学校では主として視力、視野など見る機能等に障害のある幼児児童生徒の教育、聾学校では聴力など聴く機能等に障害のある幼児児童生徒の教育、養護学校では主として知的障害・肢体不自由・病弱の児童生徒の教育を進めている。

イ 障害児学級

障害児学級は、小・中学校において、児童生徒の障害の状態等に即した指導を行うために、必要に応じて特別に編制された少人数の学級である。京都府内には、知的障害、情緒障害、病弱・身体虚弱、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害の学級がある。

ウ 通級による指導

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導の大半を通常の学級で受けながら、障害の状態の改善・克服に必要な特別の指導を特別な指導の場（いわゆる通級指導教室）で行う教育の形態である。

京都府内には、言語障害と難聴の教室がある。

(3) 障害の種別に応じた教育

ア 視覚障害児の教育

視力、視野など見る機能等に障害のある幼児児童生徒の教育は、盲学校と障害児学級、また通常の学級で留意しながら行っている。

盲学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を改善・克服させるため、点字指導や歩行指導など自立活動の指導を重視している。

盲児のためには、点字の教科書をはじめ、主として聴覚や触覚などの感覚を活用した教材・教具を、弱視児のためには、文字を拡大するなど、見やすい条件を整えるための教材・教具を工夫している。

高等部では、自立と社会参加を目指した職業教育などが行われている。

聴力など聴く機能等に障害のある幼児児童生徒の教育は、聾学校や通級指導教室、また通常の学級で留意しながら行っている。

イ 聴覚障害児の教育

聾学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、残存聴力を生かして聴き分ける指導や言語指導などを自立活動として行っている。

幼稚部では、早期教育を大切に、言語指導や聴覚活用の指導、コミュニケーションの技術指導などを行っている。高等部では、自立と社会参加を目指した職業教育にも力を入れている。

通級指導教室では、聴覚活用の指導や、発音・発語指導などを中心に行っている。

ウ 知的障害児の教育

知的障害児の教育は、養護学校と障害児学級で行っている。

養護学校では、発達段階等に応じ日常生活に必要な基本的な生活習慣や基礎的な教科等の内容を体験的・総合的な形態で指導をしている。特に、高等部では、自立と社会参加を目指し、家庭生活や職業生活に必要な知識と技能を身に付けるよう、作業学習などの職業教育にも力を入れている。

障害児学級では、発達段階等に応じて、基本的な生活習慣や基礎的な教科等の内容を、教科別の指導や、生活と結び付いた活動を通して、体験的・総合的に指導している。また、個に応じたニーズを考慮して課題を設定し、社会生活に必要な知識、技能、態度等を身に付ける指導を行っている。

エ 肢体不自由児の教育

手足や体の動きが不自由な児童生徒の教育は、養護学校や障害児学級、また通常の学級で留意しながら行っている。

養護学校では、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、運動・動作の障害に基づく種々の困難を改善・克服させるために、自立活動

を重視し、それぞれの課題に応じて運動機能の回復、向上を目指す指導を行っている。

また、子どもたちの移動がしやすいように、スロープやエレベータを設置するなど学校施設の充実に配慮している。

オ 病弱児の教育

慢性の病気や体が弱いため、医療や生活の規制(健康状態の回復・改善を図るために、身体活動や食事など、生活上様々な配慮をすること)を必要とする児童生徒の教育は、養護学校や障害児学級で行っている。医療機関と連携をとりながら、小学校、中学校に準ずる教育のほかに、健康状態の回復・改善のための自立活動の指導を行っている。なお、通常の学級で留意しながら指導を行っている場合もある。

重複障害の児童生徒については、感覚・運動・言語などの指導を総合的にを行っている。

カ 言語障害児の教育

話しことばに障害があったり、ことばの発達に遅れがあったりする児童生徒には、言語能力を高めるために、通級指導教室では、「聞く」「話す」等の指導や発音指導などを中心に行っている。

キ 情緒障害児の教育

自閉症の児童生徒等、人とコミュニケーションがとれなかったり、情緒が著しく不安定になったりする児童生徒の教育は、養護学校や障害児学級、また通常の学級で留意しながら行っている。

一人一人の児童生徒の障害の状態に応じて、教室経営や指導の展開、教材提示など様々な工夫をこらしている。

(4) 教育上の特別な指導や配慮

盲・聾・養護学校及び障害児学級では、一人一人の障害の状態や発達段階等の実態に応じて教育課程が編成され、全教職員の共通認識と指導体制の下に、きめ細かな教育が実施されている。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、個々の理解を深め、個々の実態を踏まえた指導の手だてや配慮が求められている。

なお、障害児教育担当者は、常に指導の専門性を高める研究・研修が必要である。障害の状態によっては、医療、福祉等関係機関との連携も大切である。

(5) 交流教育

交流教育とは、障害のある児童生徒を含めすべての児童生徒が、社会性を養い、相互理解に基づく好ましい人間関係の確立を目的として、学校及び地域社会において集団活動を共にする教育である。近年、その推進が課題になっているが、その教育活動は、あくまでも学校の教育課程に組織的、計画的に位置付けられたものでなければならない。

盲・聾・養護学校学習指導要領には、小学校の児童又は中学校の生徒及び高等学校の生徒や地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよ

うにすることという内容が示されている。また、小・中・高等学校それぞれの学習指導要領の総則にも、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めることや、小・中・高等学校、盲・聾・養護学校などとの連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けることという内容が示されている。

この取組を一層推進するには、小・中・高等学校の児童生徒が障害のある児童生徒について正しい理解と認識を深める指導が必要である。

また、交流教育は学校行事等を通して行われることが多いが、指導計画の作成に当たっては、学校間の十分な連携と年間指導計画に基づくこと、事前事後の指導が位置付けられていること、障害の状態等にふさわしい活動の種類や内容、実施時期、具体的方法などが適切に工夫されていることが大切である。

また、保護者にも交流教育についての理解が十分得られるように留意することが必要である。

実施上の留意点

学校で定めた教育計画に基づいて行う。

人間としての尊厳を認め合うように指導する。

共通点に着目し、障害に配慮する。

発達を促す機会を工夫する。

温かく見守り、適切に援助する。

実施に当たって詳細な打合せをしておく。

(6) 就学及び修学指導

教育上特別な配慮を要する児童生徒が教育を受ける場合、一人一人の障害の種類と程度等に応じて適切な教育機関を選ぶことが重要である。

京都府及び市町村の教育委員会には、教育職員、医師、児童福祉施設職員等の専門家で構成する就学指導委員会等が設置され、教育上特別な配慮を要する児童生徒の障害の種類、程度及び適正な就学の間等の判断について、調査及び審議を行う。

市町村教育委員会は、就学指導委員会等の審議結果の報告を受け、教育上特別な配慮を要する児童生徒の適切な就学指導を行う。なお、市町村教育委員会は、必要に応じて京都府就学指導委員会の巡回教育相談等を活用することもある。

就学手続きについては、次のように行われる。

- | | | |
|---|--------------|------------------------------------|
| 1 | 就学基準に該当しない場合 | ： 小・中学校に就学 |
| 2 | 就学基準に該当する場合 | ： 障害の状態に照らして小・中学校において適切な教育を受けることがで |

きる特別の事情が認められる場合

(1)

小・中学校に就学

特別な事情が認められない場合

盲・聾・養護学校に就学

(市町村の教育委員会は、障害のある者の就学の決定にあたり、専門家の意見を聴取)

- 1 「認定就学者」とは、就学に該当する場合でも、市町村教育委員会が地域や学校の状況、児童生徒の支援の内容、保護者の意見等を総合的に考慮したうえ、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると判断して、小・中学校へ就学することを認める者

〔学校教育法施行令の一部改正について(通知)
(平成14年4月 文部科学省 参照)〕

(7) 関係諸機関との連携・諸制度の理解

障害のある児童生徒の支援のためには、関係教育機関をはじめ医療機関や福祉機関など関係諸機関との連携をより密接にもち、諸制度を理解し、活用することが重要である。

ア 医療機関との連携

障害の状態によっては、日常的に医療機関と連携をとらなければならない場合もある。児童生徒の障害についての理解を深め、医療に関する基礎的な知識もあらかじめ周知しておくことが大切である。医療機関からの助言等を理解し、配慮を要する点などに十分留意することが必要であり、安全面からも特に密接に連携を図ることが大切である。

イ 福祉機関等との連携

福祉機関としては、児童相談所、障害児施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生施設あるいは授産施設等がある。それぞれの機関の役割を知り、幼児児童生徒の障害に応じた指導のための連携を深めることが必要である。また、様々な障害のある幼児児童生徒が安心して生活していくために福祉面での配慮、将来の進路についての方策などを十分理解した教育活動を進めて、保護者とも情報の提供・助言を通して連携することが大切である。

また、自立と社会参加を一層進めるために、市福祉事務所・町村役場、公共職業安定所(京都障害者職業相談室等)、更生相談所等とも継続的に連携を図ることが必要である。

リ 障害のある人への 援助の諸制度

障害のある人への援助制度の中で、就学奨励費、身体障害者手帳、療育手帳、雇用促進制度等について理解しておくことが必要である。

就学奨励費には、通学費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品の購入費等がある。

(関連法規/盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律第2条)

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害の程度に該当する者に交付される。障害種別と障害の程度によって1級から6級まで区分されており、補装具、更生医療の給付、施設への入所、税の免除、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の各種の援助を受けられる。

療育手帳は、知的障害児(者)が各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、障害の程度によりA(重度)及びB(中度、軽度)に区分される。児童生徒の所持している手帳がどれであるかを知り、所持していない場合には手帳を申請するよう助言することも大切である。

また、障害者が、職業上の能力を習得し、あるいは能力を発揮できるとともに、適切な雇用の場が確保されるよう、各種の雇用促進施策がなされている。例えば、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、国及び地方公共団体並びに一般事業主等は、従業員のうち一定率の人数の障害者を雇用することが義務付けられている。事業主に対しては、雇用対策法に基づく、特定求職者雇用開発助成金の支給や税制上の優遇措置等も行われている。障害者特別採用が行われている地方公共団体も増えつつある。

就職についても、職場適応訓練の実施、訓練手当の支給、就職資金の貸付け等の制度が設けられている。その他、様々な施策がなされており、また、年々新しい事項も付加されるので、常に情報を新たにしておきたいものである。

(障害者福祉の手引き 平成13年度 京都府保健福祉部障害者保健福祉課 参照)

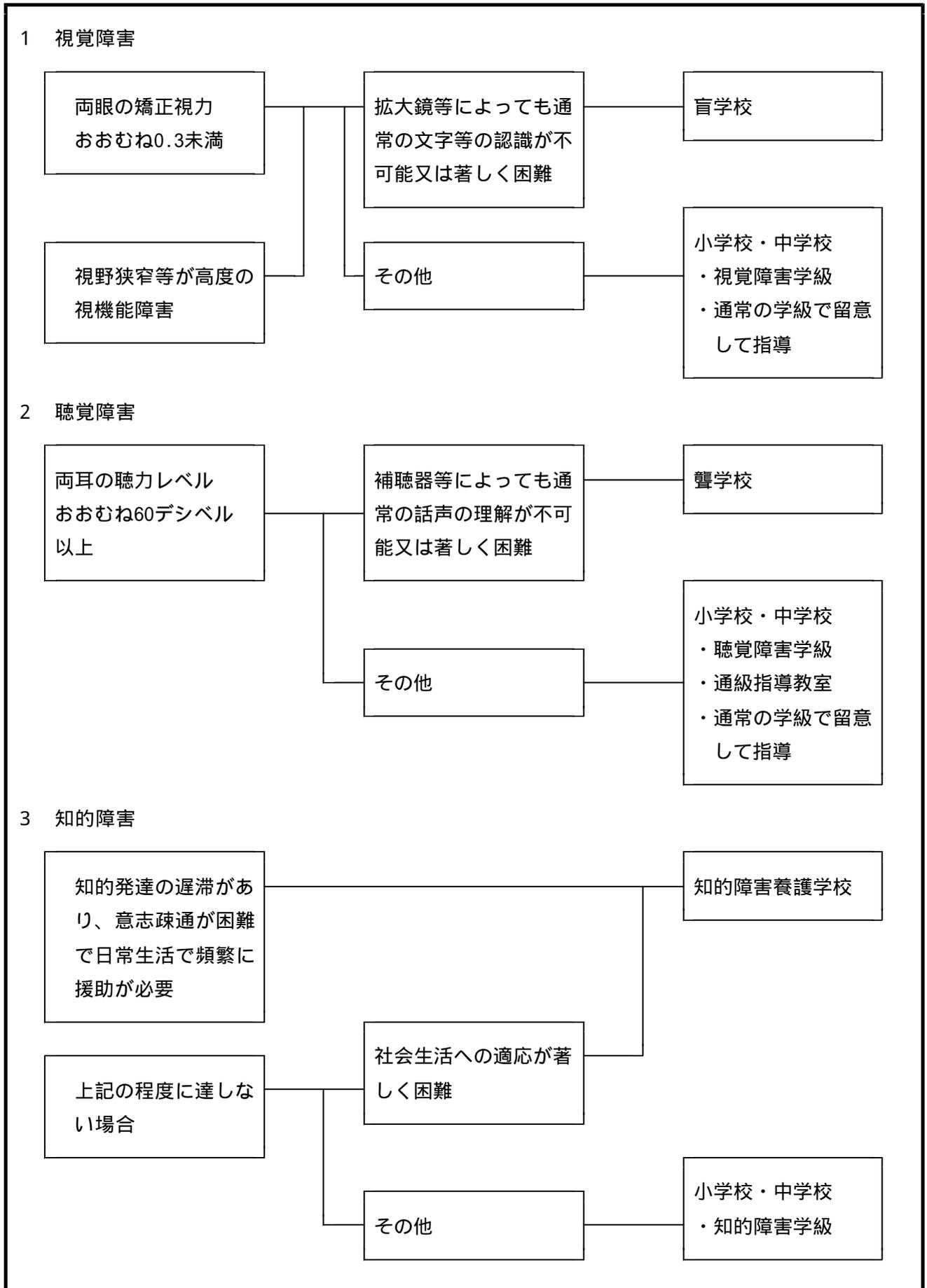
表1 学校教育法施行令第22条の3の表（盲者等の心身の故障の程度）

区 分	心 身 の 故 障 の 程 度
盲 者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聾 者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他者との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とするもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

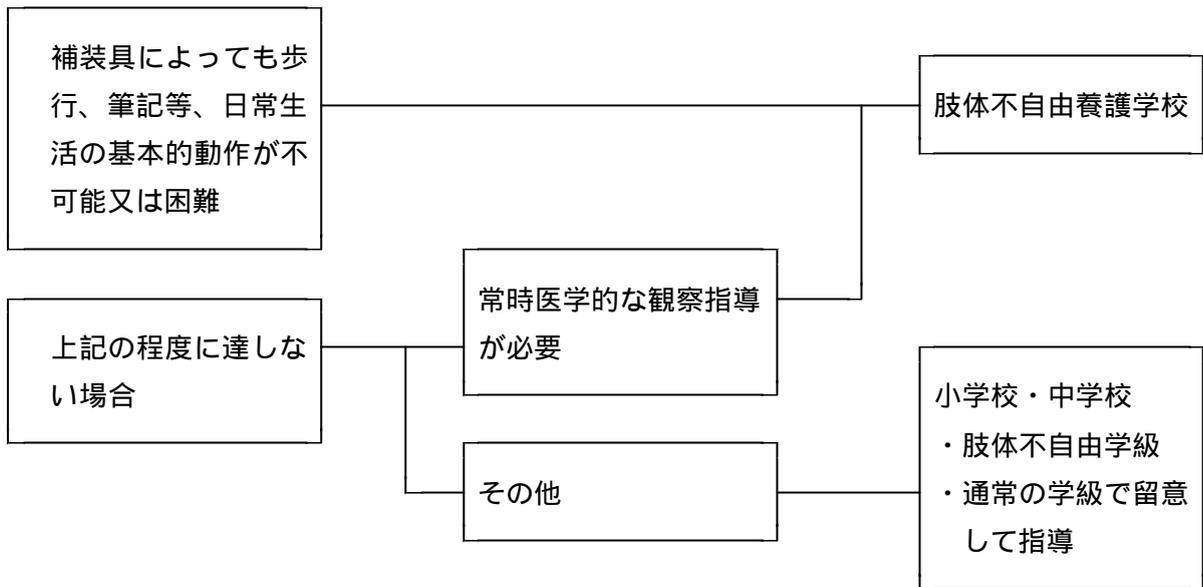
備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

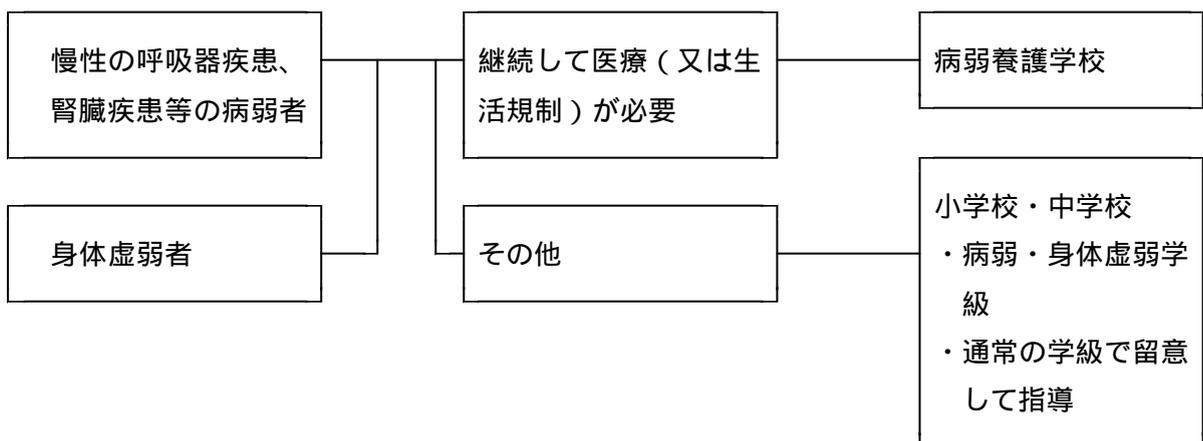
表2 障害の程度と適切な教育の場



4 肢体不自由



5 病弱・身体虚弱



京都府の障害児教育 第27集
「たくましく成長する子どもたち」(平成14年10月)
京都府教育委員会 参照

7 環境教育

(1) 環境教育の意義と役割

ア 環境問題とは

私たちが豊かで便利な生活を追い求めた結果、生活排水による水質汚濁、自動車交通量の増大による大気汚染、近隣騒音問題、ごみ処理問題、自然の減少等の都市・生活型公害をもたらした。

さらに、活発な生産活動や大量消費生活は多くの貴重な資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物や汚染物質の排出によって環境に多大な負荷を与えている。また、我が国をはじめとして世界各国では、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、酸性雨、海洋汚染などについて早急に対策を講ずるべき地球的課題であるとしている。

京都府では、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議の開催を機に「地球環境京都宣言」を世界へ発信し、「京都府環境基本計画」を策定して環境対策の様々な取組を進めており、特に、平成11年にはISO14001（国際標準化機構環境マネジメントシステム）の認証を取得し、環境マネジメントシステムを構築したところである。

そうした中、平成12年6月には、これまでの「使い捨て」の物質文明の生活スタイルを転換して、地球の有限な資源を有効に使う「循環型社会」を構築し、廃棄物・リサイクル対策の基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が公布された。

イ 環境問題の解決に向けて

深刻化する環境問題に対処していくためには、次のような努力が求められている。

我々一人一人が人間と環境のかかわりについて理解と認識を深める。

豊かな自然や快適な環境の価値についての認識を高める。

環境に配慮した生活や責任ある行動をとる。

環境問題を引き起こしている社会経済の背景や仕組みを知り、その構造を環境に配慮したものへと変革していく。

すなわち、環境に対する豊かな感受性や見識をもつづくりが必要であり、環境教育の推進こそが環境問題解決の確実な方法といえる。

ウ 環境教育の目的

環境教育の目的は、人間の活動と環境のかかわりについての総合的な理解と認識の上に立って、環境や環境問題について関心をもち、知識・理解を深め、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、よりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動がとれる態度を育成することである。

I 環境教育の基本的な考え方

環境教育は、生涯学習として、学校教育と家庭教育、社会教育の連携の中で継続して展開する必要がある。

環境教育は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対してそれぞれの段階に応じて体系的に行う必要がある。

環境教育は、知識の習得にとどまらず、技能の習得や態度の育成をも目指すものであり、科学に根ざした総合的、相互関連的なアプローチが必要である。

環境教育は、消費者教育の視点も併せもつものである。環境にやさしい生活様式に根ざした商品選択や意思決定能力を育成していくことが必要である。

環境教育は、地域の実態に対応した課題からの取組が重要である。身近な環境問題が究極的には地球環境問題につながっていることを認識し、地球環境という視点に立って問題解決を図ろうとする意欲、態度、行動力を育成しなければならない。すなわち、「地球規模で考え、足元から行動する」ことが求められている。

(2) 学校における環境教育の目標と内容

本府では指導の重点において、学校教育における環境教育の指針を示している。

基本的な目標は、「身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。」ことである。

この目標の達成のために、児童生徒の発達段階を踏まえた校種ごとの組織的・計画的な取組の推進に努めなければならない。

校種別の取組の内容については次のとおりである。

【小学校】

児童が身近な環境の現状を認識し、人間と環境とのかかわりを理解する取組を通して、身近な環境に意欲的にかかわり、問題を見だし、自ら考え、判断し、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる態度を育成することが求められる。また、その過程において豊かな感受性を育てるとともに、環境とのかかわりについて総合的に理解することが大切である。

【中学校】

小学校段階で育成された環境にかかわる能力や態度を基礎として、人間と自然との共存に気付き、環境にかかわる事象の因果関係や相互関係を具体的に認識し、問題解決能力及び自然環境保全のために進んで行動する態度を育成することが求められる。

【高等学校】

地球規模の環境問題を含めた環境にかかわる諸問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意思決定を行うこと及び環境保全や自然と人間の共生による快適な環境の創造に主体的に働きかける能力や態度を育成することが重要

である。

【盲・聾・養護学校】 身近な環境に親しみ、児童生徒の実態に合わせた活動や体験を通して、豊かな感受性を育てるとともに環境の保全や改善に取り組む意欲・態度を育成することが求められる。

(3) **環境教育の進め方** 環境教育を進めるに当たっては、「教職員の共通理解の下に、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。」(指導の重点)ことが大切である。

また、具体的な学習の場として、総合的な学習の時間における学習内容の一つの柱として積極的に構想していくことを十分考慮したい。

ア 指導計画

特定の教科だけで行うのではなく、多くの教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間を通して行う。

環境教育にかかわる各教科等の指導内容とそれらの関連付けを明確にした年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。

児童生徒の発達段階を考慮して、指導事項を整理して、高度な内容や細部に深入りし過ぎないといった配慮も必要である。

教職員全員が環境教育の重要性を理解し、教材化や指導方法に関して共通理解を図る。

イ 指導方法

教材の選定に当たっては、地域の自然や文化、人々の生活など、身近に見られる事象を取り上げ、環境学習の課題として意識化させることが重要である。

体験的な活動を重視することによって、児童生徒のみずみずしい感受性を刺激し、様々な発見の中から興味・関心を育て、環境に働きかけようとする意欲・態度や能力の基礎を育成する。

環境問題に対し、一人一人が自ら考え判断し、活動する場や機会を多く設け、問題解決能力を育成する。

ウ 家庭・地域社会等との連携

これからの生涯学習社会においては、学校、家庭及び地域社会における教育の各分野の役割や責任を明確にし、相互に連携協力を図ることが重要である。

また、学校教育で身に付けた環境にかかわる能力や態度は、家庭や地域社会における生活に生かされることによって深められ、根付くことになる。

そのため、青少年団体、PTA等の社会教育団体、公民館、自然の家等の社会教育施設、環境行政機関等、家庭や地域社会の教育機能を生かした環境教育を推進することが重要となる。

《参考資料》

「環境教育指導資料(中学校・高等学校編)」(文部省)

- 「環境教育指導資料（小学校編）」（文部省）
- 「環境教育指導資料（事例編）」（文部省）
- 「学校における環境教育 小学校・中学校」
（平成7年度 教育資料京都府総合教育センター）
- 「京と地球の環境教育」（平成9年 京都府環境教育指導資料）
- 「京と地球の環境教育 PART 事例編」
（平成11年 京都府環境教育指導資料）

8 国際理解教育

(1) 国際理解教育の在り方

今日の国際社会は、交通・通信手段の発達や経済・産業構造等の変化に伴って、政治、経済、社会生活、文化等の様々な面での交流が進み、相互依存の関係がますます深まってきている。

このような状況の下で、人口・難民・地球環境・エネルギーなどの問題や世界的規模で激化する経済競争の摩擦、地域紛争などの解決に当たっては、国際的に協調していくことが不可欠となってきた。こうした国際関係の緊密化や複雑化などを背景に、今後ますます国際化の進展が予想される。

特に、国際社会に生きる日本人の育成のためには、国際理解教育の推進を重視し、実践することが大切である。児童生徒の国際理解についての資質・態度の育成を目指し、人権尊重の精神を基盤として、我が国の文化と伝統を尊重する態度、広い視野をもった異文化の理解、異なる文化をもつ人々と共に生きていく態度、コミュニケーション能力等の育成や促進を図ることが大切である。

なお、国際化の進展に対応した教育を進めるに当たっては、従来、欧米先進諸国に目を向けがちであったことを改め、アジア諸国等に一層目を向けていくよう留意することも大切である。

(2) 国際理解教育の目標

学習指導要領解説総則編の改訂の基本方針において、「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。」とし、「国際化の進展に伴い国際社会の中で日本人としての自覚をもち主体的に生きていく上で必要な資質や能力（の基礎…小・中学校）を培うこと」と示されている。

この目標に沿って、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の特性と位置付けを明確にして、児童生徒の調和のとれた豊かな人間性や社会性の育成を図りつつ、国際理解のための基礎的資質を育成することが大切である。

- (3) **国際理解教育の内容** 国際理解教育の目標に含まれている項目を分析して指導の具体化を図っていくと、以下の三つの指導内容に整理できる。

ア 相互理解

相互理解は、国際理解教育を進める上で最も基盤となるものである。共感を深める主体的な学習を通して、豊かな心をもった児童生徒の育成を図り、コミュニケーション能力を高めて、人間の相互理解を深めていく必要がある。また、相互理解の基本が自己理解から始まることを考えると、児童生徒一人一人の個の確立が必要であり、この意味から、国際理解教育の推進は児童生徒の個の確立ということと同心円をなしている。

イ 文化理解

国際理解教育は、多様な異文化の生活・習慣・価値観などについて、「違い」を「違い」として認め、共通する点を見つけ、相互の歴史的伝統・宗教・多元的な価値観を尊重し合う態度などを育成していくことが大切である。相互理解において自己理解が重要であるように、文化理解においても同様なことがいえる。広い視野をもち、異文化を理解し、これを尊重する態度や異なる文化をもった人々と共に生きていく態度などを育成するためには、児童生徒に我が国の歴史や伝統文化などについての理解を深めさせることが極めて重要なことになる。

ウ 世界の課題理解

人類の叡知を結集しなければ解決できない世界の实状や共通の課題を理解させ、解決の方途を探ることは、国際理解教育に課せられた課題である。互いの違いを認め、尊重し、協力・共存していくための資質を培うことが大切である。

(4) 指導の実際

府内の各小・中・高等学校等においては、外国人留学生や海外姉妹都市の学校との交流活動や国際交流室の設置、マルチメディアの活用などを通して、積極的に児童生徒に国際感覚を身に付けるための国際理解教育の実践が進められている。

「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域」（文部科学省指定）では、センター校を中心に個に応じた日本語の指導の工夫や帰国・外国人児童生徒と一般児童生徒の相互啓発を通して国際理解教育が充実されている。また、「外国人児童生徒等相談員派遣事業」（文部科学省指定）も実施されている。さらに、高等学校においては、英語・国際関連学科及びコースの設置などを積極的に展開するとともに、京都府とアメリカ合衆国オクラホマ州との友好提携に基づく交流事業も実施されている。

また、「語学指導等を行う外国人青年招致事業」等により、AET（英語指導助手）を招致している。AETは府内の各中・高等学校で、英語の指導や部活動等を通して母国の紹介をするなど異文化理解の面でも活躍したり、小学校の総合的な学習の時間の国際理解に関する学習の一環としての英語活動の指導でも活躍したりしている。

【小学校】

小学校での国際理解教育は、児童の発達段階に応じた学習内容を、一貫性をもたせるように配列して指導の体系化を図ることが望まれる。特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、学校や地域の実態等に応じて、児童が外国語にふれたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど体験的な学習が行われるようにすることが大切である。

【中学校】

中学校での国際理解教育は、小学校段階での国際的資質の育成を基礎として、自己の生活と国際社会との関連、世界の中での日本人の在り方などについて、単に知識の習得にとどまらず、体験的な学習や課題学習などを取り入れて国際的資質を育成することが必要である。また、実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことを目指した外国語学習を行う。

【高等学校】

高等学校での国際理解教育は、学校行事や生徒会活動などを中心とした国際交流活動、実践的コミュニケーション能力の育成を目指した外国語学習、異文化理解、国際問題などの国際理解学習を通して、共に生きる心、国際協調、国際協力の実践的態度の育成を図ることが必要である。

【盲・聾・養護学校】

盲・聾・養護学校での国際理解教育は、地域や学校の実態等に応じて、児童生徒が外国語にふれたり、外国の生活・文化に慣れ親しんだりするなど体験的な学習を行うようにすることが大切である。

具体的な活動としては、歌、ゲーム、簡単な挨拶やスキット、ごっこ遊びなど音声を使った体験的な活動、作品交換や姉妹校交流など外国の子どもたちとの交流活動、ネイティブスピーカーなどとのふれ合いなどを積極的に取り入れ、外国語に慣れ親しませることや外国の生活・文化にふれ、興味・関心をもたせるようにすることなどがある。

(盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領第1章総則 小・中学部 参照)

(5) 指導上の留意点

以下の留意点を踏まえて、特色ある国際理解教育の実践を推進し、充実させていくことが望まれる。

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などとの関連を図り、学校の全体計画や年間指導計画に位置付け、すべての教育活動を通しての推進を図る。

全教職員が、国際理解教育の理念、各教育活動の役割やねらいについて共通理解をもち、推進体制を確立して取り組む。

帰国児童生徒、外国人児童生徒の特性を生かす。

小・中・高等学校の連携及び地域・家庭との連携を図る。

9 情報教育

(1) 情報教育とは

近年、我が国の社会では、日常生活から各産業、行政に至るまで、あらゆる分野で急速に情報化が進展している。コンピュータと情報通信技術の進歩によって、いろいろなメディア情報がデジタル化され情報通信ネットワークを通じて簡単にしかも多様なルートによって受発信されるようになった。インターネットもこれらと共に発展してきたものであり、その急速な普及は、個人の生活や社会に様々な影響をもたらしている。もちろん、この影響には有害情報やコンピュータウイルスなどの影の部分もあり、そのことへの対応も必要である。学校教育も、児童生徒自身もこのような情報化の流れを避けて通ることができなくなっている。

今後一層の進展が予想される高度情報通信社会では、あふれる情報の中から必要な情報を収集し、適切に選択、理解、判断し、必要に応じて創造し、発信するといった、問題解決能力や情報通信技術を活用したコミュニケーション能力、また、それらに伴う情報モラルなどの情報活用能力が不可欠となってくる。

学校教育においては、このような情報活用能力を、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」としてすべての児童生徒に育成していくことが求められている。

情報教育は、児童生徒に情報及び情報手段を主体的に選択し、活用し、発信する情報活用能力をはぐくみ、世界的規模で進展する高度情報通信社会において、心豊かにたくましく生き、創造性を発揮できる児童生徒の育成を目指す教育である。

本府では、「指導の重点」で情報教育の推進を掲げ、情報教育の基本的視点の中で、「社会の高度情報化に伴い、児童生徒の発達段階に応じ、情報手段を主体的に選択し、活用する情報活用能力の育成に努める。」と示している。

(2) 情報教育の目標

小・中・高等学校（盲・聾・養護学校にあつては、それぞれの該当部）における情報教育の目標は、すべての児童生徒に基礎的・基本的資質として情報活用能力を身に付けさせることである。情報活用能力の要素は次の通りであり、これらを発達段階に応じてバランス良く育成することが必要である。

情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

(情報教育実践と学校の情報化～新「情報教育に関する手引」～ 文部科学省 平成14年6月

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/index.htm)

(3) 情報教育の内容

学習指導要領では、小・中・高等学校の各学校段階を通じて、各教科等の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用したり(小学校)、積極的に活用できるようにする(中・高等学校)学習活動を充実するとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具をその特性に応じ適切に活用するよう求めている。

また、総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な課題として情報を取り上げたり、情報手段を積極的に活用した学習活動を展開したりすることを通じて、情報活用の実践力を中心に、情報活用能力を育成することができるようになっている。

【小学校】

小学校では、総合的な学習の時間をはじめ、教科等の様々な時間においてコンピュータや情報通信ネットワークを適切に活用することを通じて、コンピュータや情報通信ネットワークに慣れ親しませることが大切である。

【中学校】

中学校では、技術・家庭科の「情報とコンピュータ」において、コンピュータの基本的な構成と操作、コンピュータの利用など、情報に関する基礎的な内容を学び、発展的な内容も選択履修できる。この他、総合的な学習の時間を含め、全ての教科等において、コンピュータ等を積極的に活用することが大切である。また、情報化の「影」の部分への対応として、情報モラルに関する適切な指導も重要となってくる。

【高等学校】

高等学校では、教科「情報」が必修となり、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」が身に付くようにしている。

また、中学校段階と同様、各教科等の指導に当たってコンピュータ等を積極的に活用することが大切である。

【盲・聾・養護学校】

盲・聾・養護学校における情報教育は、小・中・高等学校に準じたものであるとともに、児童生徒の障害の種類や状態に応じて進めることが大切である。

ニーズに応じた指導の方法を工夫するとともに、教材・教具の適切な活用を図り、指導の効果を高める。

児童生徒の情報活用能力の育成に合わせ、障害を補う手段としてコンピュータ等を活用し、コミュニケーション能力の育成を図って、自立し社会参加する資質を培う。

(4) 学校におけるコンピュータの活用形態

学校教育におけるコンピュータの活用形態としては、次の三つの形態が考えられる。

児童生徒が情報手段の特性やその活用方法について学ぶ。

総合的な学習の時間や、教科等のあらゆる学習活動を通じて、情報及びコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用することのできる能力を育成することが必要である。そのためには、児童生徒が、コンピュータや情報通信ネットワーク、図書や視聴覚資料、新聞等のメディアなど多様な情報伝達の媒体や手段を実際に活用し、いろいろな方法で得た情報を比較検討して必要かつ正しい情報を選択したり、目的や条件によってどのような手段がより適切かを考えたり、著作権やプライバシーに配慮した情報発信をするなどの学習活動を通して、生きた実践力として身に付けさせることが大切である。各教科等の学習指導に活用する。

教科等の様々な学習において、その学習目的を効果的に達成するために、多様な機能をもつコンピュータを他の視聴覚機器・資料や図書などと組み合わせ、児童生徒の主体的な学習活動、表現活動を支援する道具として活用したり、一人一人の能力、適性等に応じた学習指導に生かしたりすることが必要である。

現在、インターネット等の情報通信ネットワークが急速に進展し、学校教育への導入、整備が進められている。特にインターネットは、世界各地の情報へアクセスしたり、世界に向けて情報を発信したりする道具として、また、コミュニケーションや共同学習の道具として活用することが求められている。これらのことから次のような効果が期待できる。

児童生徒の興味・関心や意欲を高め、理解を助ける。

思考力や判断力、創造力、表現力などを培う。

基礎的・基本的な内容と主体的な学習の方法を習得させる。

交流、共同学習など創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する。

指導計画の立案や学校経営等に活用する。

コンピュータや情報通信ネットワークは、授業に関する教材や指導計画等の作成、児童生徒に関する学習や健康等の情報の分析や処理、教育情報や進路指導情報の収集や分析などに活用できる。また、内外の様々な学校の児童生徒や教職員との交流、家庭や地域社会との交流など学校教育の活性化や開かれた学校づくりの手段として活用できる。

(5) 指導上の留意点

コンピュータ等の活用は、学校の全体計画や年間計画に基づき、児童生徒の状況を踏まえて、計画的に行うこと。

児童生徒の発達段階や活動内容に応じて、直接体験や経験を重視するとともに、情報や情報手段を、徐々に児童生徒が主体的に選択、活用

し、評価できるようにすること。

様々な学習活動で多様なメディアをその特性に応じて活用すること。
著作権やプライバシー等に関する具体的な問題が起こったときには、
それを見過ごすことなく指導すること。

身近な社会での具体的な事象（コンピュータ犯罪・セキュリティ等）
を取り上げながら、コンピュータに依存した社会の問題点や課題等
についても指導を行うこと。

コミュニケーション機能を活用した授業では、ネットワーク上のエチ
ケット（ネチケット）や日常的な交流を重視し、コミュニケーション
の相手方に配慮した指導を行うこと。

10 その他の事項

京都府公立高等学校の特色

高等学校教育においては、中学校における教育成果の上に立って基礎的・基本的な教育内容を重視し、知・徳・体の調和のとれた心身の発達を図るとともに、生徒一人一人の能力や個性を十分に伸ばさせ、創造性豊かな人間を育成しなければならない。

本府においては、今日の多様化した生徒のニーズや急激な社会の変化に対応するため、普通科における類・類型の設置、能力や個性に応じて学校や類・類型の特色を選択できるような選抜制度を整えてきた。また、職業に関する学科の改編、新しいタイプの専門学科の設置、単位制の導入、総合学科の設置など多様で柔軟な教育システムの構築を図ってきている。さらに、府立学校開放講座の実施や府立学校の体育施設の開放など家庭及び地域社会にとって開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりを通して教育の活性化を推進してきている。

単位制高等学校

生徒の能力・適性、興味・関心は多様化し、進路目標や学習意欲も生徒一人一人について異なっている。教育内容の多様化に加え、個性を生かす教育をより推進し履修の形態を弾力的にするため、全日制では、西宇治高等学校（普通科）、久美浜高等学校（総合学科）、定時制では、桃山高等学校（普通科・商業科）、朱雀高等学校（普通科）、通信制では、朱雀高等学校（普通科）に単位制が導入されている。

単位制は、進路希望に応じて、多くの選択科目の中から自分で学ぶ科目を決め、また、定時制、通信制の生徒にも3年間で卒業できる道が開かれ、さらに、過去に修得した単位が生かされるなど多様で柔軟な教育システムである。また、他校の特色ある科目を受講できる学校間連携や平常授業に社会人を受け入れる生涯学習講座も実施されている。

高等学校の学科

【普通科における類・類型】

[第 類]

普通教科・科目についてバランスをとり、基礎的・基本的な内容を重視し、学力の充実を図る類として、文系、理系、一般系などが各学校に設置されている。また、平成7年度から類・類型の一層の充実を図り特色ある学校づくりを推進するため英語、情報などの多様なコースが設置されている。

[第 類]

普通教科・科目の履修を中心として学習内容を拡充、高度化し、学力の伸長を図る類として、人文系、理数系、文理系、英語系が設置されている。平

成9年度から、生徒の希望を生かして通学圏内及び通学圏間の調整を図りながらより適正な配置がなされている。

[第 類]

普通教科・科目の履修を通じて学力の充実を図るとともに、特定の科目の履修により、個性の伸長を図る類として、体育系や芸術系などが設置されている。

**【専門学科における
特色】**

**[農・水・工・商・
家の各学科]**

京都府産業教育審議会の答申「21世紀を展望した本府職業教育の在り方について」（昭和63年8月）に基づき、科学技術や情報化の進展、産業構造の変化等に対応した職業教育の改善が図られた。とりわけ農業・水産・工業については、中核として単独制の専門高等学校を設置し、また、専門学科併置校においても特色あるカリキュラムや設備の下に職業教育の充実が図られている。さらに、将来の生き方や進路を考えるために、地元企業や商店街の協力を得て、実際の産業界等の知識や技術にふれるインターンシップが導入されている。

[京都こすもす科]

京都は、我が国における文化創造の拠点の一つであり、学術研究の蓄積や文化財の質の高さとその量は世界的に評価されている。また、世界的な学術研究者も多数生み出してきた。このような京都の特性や文化的蓄積を最大限に生かした専門教育を行うことにより、情報化や国際化などに主体的に対応し、国際社会に貢献できる心豊かな人間の育成を目指す専門学科として、平成8年度に嵯峨野高等学校に設置されたものである。この学科には、人文芸術系統、国際文化系統、自然科学系統の三つの系統が置かれている。

[京都国際・福祉科]

国際化、情報化など社会の変化に主体的に対応できる資質を養うことを目的とし、国際交流と福祉教養に関する二つの系統において、共通履修科目を中心に、相互の関連を図りながら学力の充実・伸長を目指す専門学科として、平成10年度に園部高等学校に設置されたものである。豊かな国際性を身に付け、コミュニケーション能力を高めることを目的とする国際交流系統と、社会福祉の在り方を基礎から学び、国際理解の広がりをもつ福祉学習を行う福祉教養系統が置かれている。

[総合学科]

総合学科は、普通教育と専門教育とを総合的に施す新たな学科として平成6年度から全国的に設置が進められている。

本府においては、生徒の多様化、社会の変化に対応して高校教育の充実を図ってきたが、大学進学や就職など様々な生徒の進路希望に、より一層対応できる教育システムを構築する観点から平成10年度に久美浜高等学校に設

置されたものである。

生徒の生涯にわたる職業観などを養い様々な進路希望にこたえていくため、自然科学、国際文化、文化教養、生産科学、福祉の五つの系列を置き、普通科目、専門科目など多様な選択科目が用意されている。

[情報科学科]

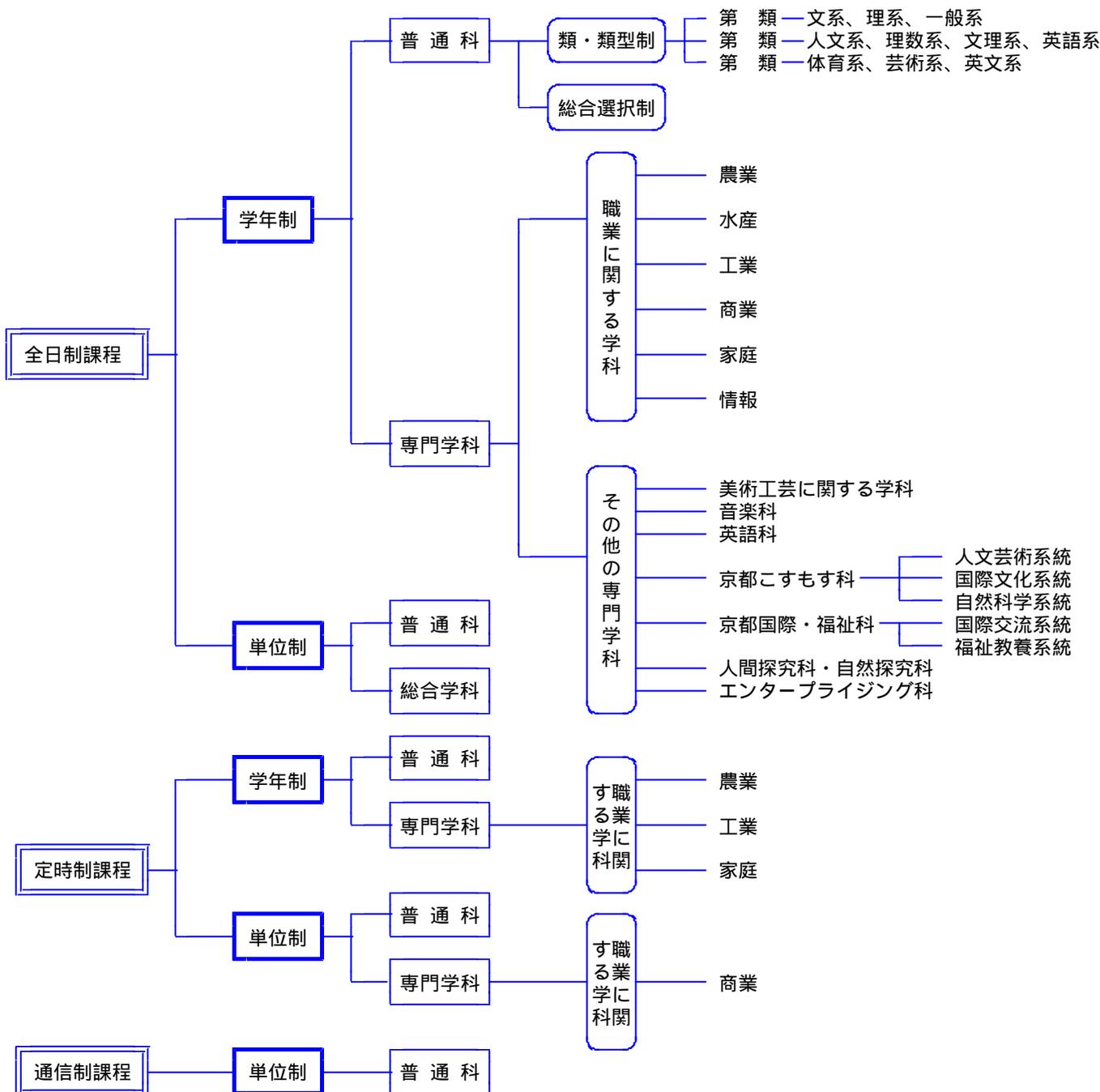
平成14年2月の京都府産業教育審議会の提言を踏まえ、平成15年4月、京都府で初めての、また全国的にも先駆けとなる情報の専門学科「情報科学科」が府立京都すばる高等学校に開設された。「情報科学科」では、情報をソフトとハードの両面から幅広く学び、情報通信ネットワークについての知識・技術やコンピュータを適切に活用できる力を身に付けたり、大学での高度な研究や情報分野のプロフェッショナルにつながる思考力・理解力・表現力・知性を磨く教育を推進する。

(府立商業高等学校は、「情報科学科」設置に伴い、校名を平成15年度から「府立京都すばる高等学校」に変更した。)

高校教育制度改善以降の動向

年	事 項	普 通 科	専門学科、総合学科
5 8	高等学校教育制度検討委員会答申(12月)		
5 9	高等学校教育制度改善の大綱(3月)		
6 0	高等学校教育制度改善実施(4月)	類・類型制実施、通学圏設定	商業高校設置
6 3	府産業教育審議会答申(8月)		大江高校(ソフト経済科設置)
元			海洋高校開校(水産高校を改編) 工業高校開校(石原高校を改編)
2			桂高校(農業科改編) 南八幡、南丹高校(商業科改編)
3			
4	高校教育検討委員会答申(11月)		
5			木津高校(農業科・商業科改編) 北桑田高校(林業科改編)
6			須知、農芸高校(農業科改編) 峰山高校(工業科改編) 網野高校(商業科改編)
7		第 類の適正配置開始 第 類コース制導入開始	
8			嵯峨野高校(京都こすもす科設置)
9	府産業教育審議会提言(3,12月)	西宇治高校(単位制を導入) 桃山高校定時制、朱雀高校定時制 ・通信制(単位制を導入)	
1 0			久美浜高校(総合学科に転換) 園部高校(京都国際・福祉科設置)
1 1			
1 2	府立学校の在り方懇話会中間まとめ(12月)		
1 3			
1 4	府立学校の在り方懇話会まとめ(1月) 府産業教育審議会提言(2月)	山城地域 第 類単独選抜化 西舞鶴高校通信制(単位制を導入)	
1 5	府立高校改革推進計画策定(3月)	京都市・乙訓地域 第 類単独選抜化 南八幡高校総合選択制を導入	京都すばる高校開校(商業高校 を改編、情報科学科設置、商業 科改編) 海洋高校(水産科改編)

京都府公立高等学校の課程・学科一覧（平成15年度募集）



上の図の職業に関する学科名（太字）は大学区区分であり、それぞれの具体的な学科名は下の表のとおりである。

職業に関する学科	農業	植物クリエイト、園芸ビジネス、システム園芸、森林リサーチ、農産バイオ、環境緑地、食品科学、農業、園芸、農芸化学、農園芸
	水産	海洋科学、海洋工学、海洋資源
	工業	京都伝統産業、環境科学、電気、電子通信、電子情報、生産技術、電子機械、機械、建築、建設工学、産業デザイン、総合技術、自動車、電子、機械プランニング、電気エネルギー、電子コミュニケーション、生産システム、情報システム、機械システム、繊維デザイン、コンピュータ、都市建設
	商業	会計、企画、商業、オフィス情報、流通マネージメント、情報企画、ソフト経済、企画経営
	家庭	家政
	情報	情報科学